

目 次

◇お知らせ

- 1 セーフティネット保証5号のご利用について
- 2 特定社債保証制度
- 3 外国人登録法の廃止に伴う提出書類の変更について
- 4 「保証協会団信」申込関係書類の改訂について
- 5 研修会について
- 6 平成23年度経営計画の評価
- 7 第2次中期事業計画（平成21年度～平成23年度）の評価

◇保証承諾額上位店舗（平成24年7月）

◇今月の保証状況（平成24年7月）

◇統計資料

- 1 事業概況
- 2 保証状況
 - 金融機関別保証状況
 - 市町村別保証状況
 - 保証種類別保証状況
 - 業種別保証状況
 - 金額別保証状況
 - 期間別保証状況
 - 資金使途別保証状況
 - 新規・継続別保証状況
 - 担保・無担保別保証状況
 - 事故原因別代位弁済状況

◇不動産競売物件情報

【相談窓口のご案内】

保証月報は、毎月1回発行しております。
ご意見等は企画調整課までお寄せください。

※※月報をご覧くださいにあたってのおことわり※※

◎四捨五入のため個々の金額の合計が、合計の金額と一致しない場合があります。

◎構成比の数字は、金額をベースとし、小数第二位を四捨五入したものです。このため、個々の構成比の合計が、100%とならない場合があります。

<表紙の写真>

サマーナイト花火大会

セーフティネット保証5号のご利用について

平成24年度上半期（4月～9月）における、セーフティネット保証5号の対象業種につきましては、保証月報平成24年4月号にてご案内しましたとおり、引き続き原則全業種（82業種）となっておりますので、ご利用ください。

対象者

業況の悪化している業種（※1）に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

※1：過去の業況に比して直近の業況が悪化している業種を指定。

認定基準

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- ① 最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少している中小企業者。
- ② 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- ③ 円高の影響によって、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の月平均売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる（※2）中小企業者。（※3）

※2：最近2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。

※3：売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面（理由書）が必要。

セーフティネット保証5号ご利用のメリット

- 通常保証とは別枠で、2億8,000万円を限度としてご利用できます。
（ただし、保証金額については審査があります。また、保証制度により別途、限度額の定めがあります。）
- 保証料率は、決算書の内容等にかかわらず、一律年0.87%です。
（0.1%または0.2%の割引が適用される場合があります（※4）。）
- セーフティネット保証5号ご利用の場合の保証制度は、次のとおりです。
（鹿児島県または鹿児島市の融資制度をご利用の場合、保証料の補助があります。）

	協会制度	鹿児島県制度		鹿児島市制度	
制度名・資金名	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	経営安定対策資金 (セーフティネット対応資金)		経営安定化資金 (特定中小企業者)	
資金使途	運転資金・設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	設備資金
限度額	2億8,000万円	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
融資期間 (うち据置期間)	10年以内 (12月以内)	7年以内 (24月以内)	10年以内 (36月以内)	7年以内 (24月以内)	10年以内 (24月以内)
融資利率	金融機関所定の利率	1年以内 年1.9% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3% 7年超10年以内 年2.7%		1年以内 年1.9% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3% 7年超10年以内 年2.4%	
保証料率	年0.87% (※4)				
保証料補助	—	<u>鹿児島県補助後の保証料率</u> 年0.65% (※5)		<u>鹿児島市の保証料補助の割合</u> 5分の4 (※6)	

※4 「中小企業の会計に関する指針」に準拠して計算書類を作成したことを確認できる書類を提出された場合0.1%割引があります。

ISO14001またはエコアクション21の認証を受けたことを確認できる書類を提出された場合0.1%割引があります。

※5 0.1%の割引がある場合0.55%、0.2%の割引がある場合0.45%となります。

※6 0.1%の割引がある場合0.77%、0.2%の割引がある場合0.67%に対し、5分の4が補助されます。

保証制度について、詳しくは、当協会のホームページ及びパンフレットをご覧ください。

特定社債保証制度

当協会は、中小企業者が自社の発行する社債（私募債）で資金調達を行うことができる「中小企業特定社債保証制度」のご利用を推進しております。

保証限度額	4億5000万円（融資限度額5億6000万円）
期間	7年以内
返済方法	満期一括償還 定時償還
貸付利率	金融機関所定の利率
保証料率	年0.45%～1.90%（※1）（※2）
連帯保証人	不要（共同保証人のみ）
担保	2億円超は原則有担保

※決算書等の内容により決定します。

※次に該当することを確認できる書類を提出いただいた事業者はそれぞれ0.1%の割引があります。

- 1 「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる事業者または会計参与設置会社
- 2 ISO14001又はISO9001の認証を受けている事業者

外国人登録法の廃止に伴う提出書類の変更について

平成24年7月9日付けで「改正入管法」が施行されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。

従来、外国人の方の保証申込の際には、外国人登録証明書や外国人登録原票記載事項証明書の写しを提出いただいておりましたが、外国人登録法の廃止に伴い、「住民票の写し」、「在留カード」（中長期在留者の場合）の写しまたは「特別永住者証明書」（特別永住者の場合）の写しを提出いただくこととなりました。

ただし、従来の外国人登録証明書について、在留カードまたは特別永住者証明書とみなされる期間がありますので、詳しくは、入国管理局ホームページでご確認ください。

なお、信用保証委託申込書式中の必要添付書類・チェックリストについて、「外国人登録原票記載事項証明書」の記載がありますが、一定の期間について「外国人登録証明書」についてののみなし措置が設けられていること等から、引き続き現行書式の使用とさせていただきます。

「保証協会団信」申込関係書類の改訂について

今般、団体信用生命保険約款に「反社会的勢力への対応に関する条項」（いわゆる「暴力団排除条項」）が追加されることに伴い、標記申込関係書類を下記のとおり改訂することになりました。

改訂書式につきましては、9月初旬より日本生命保険相互会社から金融機関に対して順次発送することとしておりますので、あらかじめお知らせいたします。

記

1. 主な改訂点

(1) 「ご加入にあたって（4頁）注意喚起情報」の改訂

- ① 4. 保険金をお支払できない場合（7）重大事由による解除の場合
「暴力団排除条項」の導入に伴い、記載文言を改訂。
- ② 5. 支払保険金額について

保険金支払管理態勢の更なる充実を図る観点から、「注意喚起情報作成ガイドライン（社団法人生命保険協会）」の改訂に伴い、記載文言を改訂。

(2) 「申込書兼告知書」のレイアウトおよび記入項目の改訂等

① レイアウトの変更

加入申込者に必ず記入していただく項目の明確化を図る観点から、加入申込者にご記入いただく項目については、「本人記入欄」として統一。

② 保険会社諾否決定印の押印方法の変更

現行実務においては、「申込書兼告知書」の「決定欄（承諾・不承諾欄）」に決定印を押印の上、保険契約者に諾否内容を通知しておりますが、今回の改訂で「決定欄」は廃止し、加入申込者の引受可否に合わせて「承諾印（または不承諾印）」を「申込書兼告知書」の右下余白に押印する取扱いに変更。なお、加入告知者の手続きに影響はありません。

③ 「申込書兼告知書（日本生命控）」の裏面にバーコードを印字

平成25年度より順次提供予定の「企業保険インターネットサービス」に向けて、裏面にバーコードを印字。なお、現段階では、加入申込者の手続きに影響はありません。

④ 「障害」の表記の改訂

「障害」という表記を「障がい」に変更。

2. 改訂（切替）時期

平成24年10月1日

- (1) 平成24年10月1日付けで団体信用生命保険約款が改正されることから、改訂（切替）時期は約款改正日としておりますが、改訂書式受了後直ちに使用を開始されても問題はありません。
- (2) 平成24年9月末告知（申込）分をもって、現行の「申込書兼告知書」の取扱いは終了となります。
- (3) 平成24年10月1日以降、改訂前の「申込書兼告知書」を使用された場合は、必ず加入申込者に別紙「団体信用生命保険の保険約款への「反社会的勢力への対応に関する条項」の導入等」ともなう「加入申込書兼告知書」の一部読み替えのお願い」を交付の上、ご説明下さい。このことにより、平成24年12月末告知（申込）分まで受付が可能となります。

3. 改訂書式の金融機関への送付

改訂書式は、原則として前回改訂時（平成23年10月）に送付した金融機関宛に発送いたします。

研修会について — I —

平成24年7月9日（月）、鹿児島相互信用金庫様が開催する『融資担当者勉強会』に当協会職員を講師として派遣し、信用保証制度等について説明させていただきました。



研修会について — II —

平成24年7月18日（水）、南さつま商工会議所様が開催する『鹿児島県制度融資等担当者研修会』に当協会職員を講師として派遣し、信用保証制度等について説明させていただきました。



研修会について —III—

平成24年7月18日（水）、宮崎銀行鹿児島営業部様が開催する職員研修会に当協会職員を講師として派遣し、信用保証制度等について説明させていただきました。



研修会について —IV—

平成24年8月2日（木）、かごしま産業支援センター様が開催する『平成24年度中小企業支援機関連携推進会議・鹿児島県中小企業経営革新支援協議会』に出席し、創業支援体制の強化に伴う、保証審査専任担当者の設置及び経営革新承認企業に対する企業訪問等による保証付融資推進の取組みについて説明いたしました。



研修会・説明会等の講師派遣について、ご要望等がありましたら、遠慮なくお申し出ください。

【お問い合わせ先】

鹿児島県信用保証協会 総務部 企画調整課（村田、西島） TEL 099-223-0273

平成23年度経営計画の評価

はじめに

本協会は、業務運営に関する経営方針や取り組むべき重点課題を明確にするとともに、その解消方策を着実に実施することによって、適切な業務運営を確保するため、平成21年4月に策定した「第2次中期事業計画（平成21年度～平成23年度）」の基本方針のもとに、平成23年4月、「平成23年度経営計画」を策定し、信用保証協会法第35条第1項に基づき国に報告を行い、これら計画の着実な推進に努めてきました。

また、本協会における経営の透明性の一層の向上と対外的な説明責任を果たすために、これら計画の本協会による自己評価を行い、弁護士、公認会計士及び学識経験者で構成する「外部評価委員会」（別紙1参照）の意見・助言を受けたうえで、その評価結果を公表することとしています。

このため、本協会は、上半期に中間的な評価を行うとともに、平成24年6月、本協会の関係職員で構成する「計画等自己評価委員会」（別紙2参照）において協議・検討を重ね、「平成23年度経営計画の評価（案）」を作成しました。

この「平成23年度経営計画の評価（案）」について、「外部評価委員会」による意見・助言を踏まえて、調整・修正し、次のとおり「平成23年度経営計画の評価」を取りまとめたところであります。

今後、この評価による成果を十分活かして、本協会の適切な業務運営の確保と運営規律の強化に努めて参る所存であります。

なお、「外部評価委員会」の委員各位におかれましては、「平成23年度経営計画の評価（案）」について、ご多忙の中、熱心に審議・検討していただき、貴重なご意見・ご助言を賜りましたことに対し、ここに、厚く御礼を申し上げます。

平成24年7月31日
鹿児島県信用保証協会
会長 仮屋基美

【Ⅰ 経営方針】

平成23年度経営計画においては、経営方針について、次のとおり業務環境と業務運営方針を記述しているが、県内の経済動向と中小企業を取り巻く環境は、依然厳しい状況が続いており、引き続き中小企業者に対する経営支援・再生支援の充実、政策保証等の推進、期中管理の充実・強化による代位弁済の抑制、求償権の回収促進等に注力することとなったが、全体としては、概ね業務運営方針に沿った運営が推進された。

1 業務環境

1) 鹿児島県の経済動向

最近の鹿児島県の経済動向をみると、大型小売店（百貨店・スーパー）の販売額が前年を下回り、乗用車販売台数もエコカー補助金終了の影響により大きく落ち込んでおり、個人消費は、全体として弱い動きとなっている。

建設関連では、公共工事は減少した一方、民間建築工事は増加の兆しがあるものの依然として低い水準で推移していることから、全体としては低調となっている。

生産活動においては、円高の影響により電子部品関連には、一部調整の動きがみられ、食品関連は伸び悩み、全体としては低調傾向にある。

また、労働需給は有効求人倍率が緩やかな回復基調にあるが、求人は一部の産業や緊急雇用対策事業に支えられており、依然厳しい状況にあるとされている。

今後については、個人消費や建設関連の回復が見込めないことや、新燃岳噴火の影響による局地的な景気停滞が懸念されるなど、厳しい状況下にあるものの、九州新幹線鹿児島ルート全線開業による飲食業や観光産業等への波及効果に伴う景気浮揚が期待される。

一方、3月11日に発生した東日本大震災の被害により、物流や生産活動への影響が懸念されている。

2) 中小企業を取り巻く環境

鹿児島県内の経済は、一部で持ち直しの動きがある一方、引き続き厳しい状況にあるとされている。県内中小企業の景況については、業種間にばらつきがあるほか、勢いの感じられない個人消費、住宅投資の減少、雇用環境の低迷等により、先行き不透明感が強く、依然として、楽観視できない状況で推移している。

一方、金融面から見ると、景気対応緊急保証制度や中・小企業金融円滑化法による金融支援により、企業倒産は鎮静化している。

しかしながら、景気対応緊急保証が終了することや、業績の

回復が見込めないことから資金調達に支障をきたす企業が増加するおそれがあるなど、今後も、厳しい状況が持続するものと見込まれる。

2 業務運営方針

このような県内の経済動向や中小企業を取り巻く厳しい環境の中にあつて、平成23年度の保証動向については、平成22年度で景気対応緊急保証は終了することから保証承諾の減少が予想されるが、セーフティネット保証や借換保証の需要は、平成22年度に引き続き、高水準による推移が見込まれる。

一方、代位弁済については、景気対応緊急保証制度や中小企業金融円滑化法による金融支援により、企業倒産は鎮静化しているものの、依然、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、代位弁済の増加が見込まれている。また、回収についても、有担保保証の減少や第三者保証人の非徴求の影響による回収率の低下が見込まれるなど、厳しい状況が続くことが予想される。

平成23年度の業務運営は、第2次中期事業計画の基本方針のもとに、これら本協会を巡る厳しい環境に対応して、平成22年度に引き続き、中小企業者に対する経営支援・再生支援の充実、国・地方公共団体の施策に即応した政策保証等の促進、期中管理の充実・強化による代位弁済の抑制、求償権の回収促進、金融機関との責任共有制度の適正な運用、リスク考慮型保証料率体系の円滑な実施等に積極的に取り組むこととする。

さらに、本協会の財政基盤の充実・強化、中小企業者の利便性の向上対策の推進、業務運営に関する外部評価制度による透明性の確保、コンプライアンス態勢の充実・強化、個人情報等の適正な管理等に努める。

加えて、企業の支援・再生及び期中管理の充実・強化による代位弁済の抑制を図るために、経営支援部の中に、新たに期中支援課を設置する。

なお、3月11日に発生した東日本大震災々害に関し、資金繰りへの影響の可能性のある中小企業者に対しては、特別相談窓口を開設し、保証申込みの相談や資金繰りの相談等に応じていく。

【Ⅱ 平成 23 年度経営計画の各部門評価項目に係る自己評価】

本協会の適切な業務運営の確保を目的として、部門別に抽出した重点課題に係る課題解消のための方策実施の状況について、次のとおり自己評価を行った。

なお、自己評価の基準となる達成度については、別紙 3「計画等自己評価（案）に係る達成度基準」に基づき、A・B・C の 3 段階とし、A～高い、B～普通、C～低いとした。

1 保証部門

評価項目	(1) 保証利用の推進		総合判定															
			B															
課題解消のための方策																		
方策の項目	実施状況		達成度															
ア 保証業務改革推進プロジェクトチームを中心として、保証浸透度の向上対策、企業訪問実施方法等に関する企画立案、保証業務に係る規程等の制定・改廃等に関する協議・検討を行うとともに、金融機関、商工団体及び中小企業者の訪問、機関誌による保証制度の広報等を積極的に実施する。	ア プロジェクトチーム（保証部次長以下 9 名）は、月 1 回の定例会議のほか、随時会議を開催し、保証部長の指示事項について、次のとおり協議・検討を行った。 （ア）保証浸透度向上のための方策について a 4 月 1 日付けでファスト保証、ファスト 500、カードローン 500 及び環境対策サポート保証を創設した。 平成 23 年度保証実績 (単位: 件, 百万円) <table><tr><th>制度名</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>ファスト</td><td>54</td><td>1,098</td></tr><tr><td>ファスト500</td><td>114</td><td>425</td></tr><tr><td>カードローン500</td><td>787</td><td>2,684</td></tr><tr><td>環境対策サポート</td><td>12</td><td>414</td></tr></table> b 保証利用企業先数増加キャンペーンを実施した。平成 24 年 1 月、保証利用浸透度の向上に貢献した金融機関 25 店舗及び 5 商工団体に対し、感謝状等を贈呈した。 c 浸透度の低い業種（美容業、歯科医業等）専用のリーフレットを作成し、同業種の関係団体を訪問し、保証制度の PR を行った。 （イ）徴求書類及び作成書類の簡素化・見直しについて a 審査担当者にアンケートを実施し、徴求書類及び各種様式について見直しを検討した結果、宣誓書や担保充当承諾書等について、実態に即した改訂や様式の見直し等を行い、簡素化を図った。 b 県制度及び市制度については、鹿児島県及び鹿児島市の担当部署と協議した結果、平成 24 年度より印鑑証明書や商業登記簿謄本については、保証申込時に写しを提出することで可となり、市制度の資産証明書についても写しで対応可となった。		制度名	件数	金額	ファスト	54	1,098	ファスト500	114	425	カードローン500	787	2,684	環境対策サポート	12	414	ア A
	制度名	件数	金額															
ファスト	54	1,098																
ファスト500	114	425																
カードローン500	787	2,684																
環境対策サポート	12	414																
イ 既利用先で完済した先や完済予定先に対し、専任担当者を置き、DMの発送や訪問により保証の再利用を促進する。	イ 債務完済した中小企業者 412 企業に対し、DMにより保証再利用に係る案内文書を発送し、うち 243 企業を訪問した。 また、金融機関営業店を 72 店舗訪問し、債務完済先に対する再利用交渉を依頼した。 DM発送先の年度末までの保証申込は 36 件であった。		イ B															
ウ 金融機関及び商工団体など保証受付機関と連携を密にしながら、会議・研修を通じて、保証申込に係る基本事項を伝達し、遅滞のない保証審査に努める。	ウ 金融機関担当者との意見交換会を開催することとしていたが、年度末までの実績は 2 回であった。 商工団体が主催する会議等については、2 回出席した。 保証利用推進の一環として、協会役員及び各部長と金融機関の役員等との意見交換会を 5 回実施したほか、4 市町、3 商工会議所、2 商工会を訪問した。		ウ A															

エ 多様化する中小企業者の資金ニーズに的確かつ迅速に対応するため、政策保証等の積極的な推進を行い、弾力的な保証対応に努めるとともに、国・地方公共団体の政策に沿って創設された保証制度について、広報や利用促進に積極的に取り組む。	エ 次のとおり各種保証制度の広報等を行った。 (ア) セーフティネット保証 鹿児島商工会議所主催の研修会 (8 月) 保証月報掲載 (9 月号) 南日本新聞掲載 (10 月) Eメール配信 (10 月) 鹿児島商工会議所主催の中小企業者向け相談会 (9 月) (イ) 当座貸越根保証, 事業者カードローン Eメール配信 (4 月) 出水商工会議所主催の研修会 (9 月) リーフレットの作成 (10 月) 南日本新聞掲載 (1 月) Eメール配信 (1 月) (ウ) ファスト保証 リーフレットの作成 (4 月) Eメール配信 (4 月) (エ) 創業支援資金, 創業関連保証 鹿児島商工会議所主催の創業塾研修 (9 月) (オ) 東日本大震災復興緊急保証 保証月報掲載 (4 月号) 南日本新聞掲載 (6 月) Eメール配信 (8 月)	エ A
評価項目の自己評価		
ア 保証浸透度の向上対策として保証利用企業先数増加キャンペーンの実施やファスト保証, ファスト 500, カードローン 500 及び環境対策サポート保証の創設等, 概ねその目的が達成され, 金融機関, 商工団体, 中小企業者の訪問を積極的に実施し, 保証利用の推進を図ることができた。 また, 平成 23 年 10 月, カードローン 500 の資格要件の一部改正を行い, 中小企業者の利便性を高めた。 イ 債務完済先に対する保証推進については, DM 送付や金融機関との連携強化により, 再利用の促進が図られた。 ウ 金融機関及び商工団体等の担当者と意見交換会等を実施し, 連携を図ることができた。 エ 政策保証等の推進を図るため, 「保証月報」や南日本新聞への掲載をはじめとして, Eメールの配信等情報提供に努め, 保証推進を図った。 以上の結果, 保証浸透度は 25.1% から 25.8% に伸びたが, 保証承諾については県内の厳しい経済状況や緊急保証終了による一服感等により件数, 金額ともに減少した。よって, 総合判定は B とした。		

評価項目	(2) 中小企業者等の利便性向上に向けた取組	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 中小企業者からの相談，意見，苦情等に，的確，丁寧に対応するとともに，その内容をデータベース化して情報を共有化し，中小企業者の利便性の向上に資するよう努める。	ア 来所や電話等による数多くの相談に適切に対処した。うち E メール相談は 7 件（前年度 13 件）あった。また，苦情は 2 件（前年度 4 件）だった。	ア A
イ 中小企業者の負担軽減並びに保証審査の迅速化及び効率化を図るため，保証審査に関する徴求書類の簡素化を図る。	イ 一般審査や小口審査の簡易審査による保証承諾は、1,376 件となり，全体で 18.9%を占めるなど，審査の迅速化を図った。 徴求書類の簡素化については，プロジェクトチームにおいて検討を行い，平成 24 年度より印鑑証明書や商業登記簿謄本については，写しで対応可とした。	イ A
評価項目の自己評価		
ア 中小企業者からの相談・苦情等については，適宜・適切に対応した。		
イ 簡易審査については，全保証承諾件数に占める割合が 18.9%であり，前年度比 2.4 ポイント増加した。		
ウ 平成 23 年度の平均内定処理日数は 4.1 日（前年度 5.1 日）となり，審査の迅速化が図られた。		

2 期中管理部門

評価項目	(3) 期中管理体制の充実・強化	総合判定																								
		A																								
課題解消のための方策																										
方策の項目	実施状況	達成度																								
ア 企業訪問、代表者面談、金融機関等との協議や決算書徴求等により、保証利用企業の早期実態把握を行い、適時・的確な指導、助言等により円滑な事業活動を支援し、代位弁済を抑制するため、経営支援部に「期中支援課」を新設し、同課に複数名の専任職員を配置し、期中管理体制の充実・強化を図る。 イ 延滞企業や事故報告企業等については、早期に金融機関との協議や当該企業との面談等による実態把握を行い、破綻危機回避のための必要かつ適切な措置を講ずる。 さらに、保証債務残高及びC R Dスコアリングモデルの評点が一定基準以下の企業等を対象として、金融機関と緊密に連携し、代表者面談、企業訪問による実態把握を行い、事故予見先の早期発見と経営課題に対する助言指導、条件変更等、必要かつ適切な支援を積極的に推進する。 ウ 返済緩和の条件変更等の審査は、期中管理要領に基づき、保証審査における定量及び定性評価と同様の審査を踏まえ、経営改善計画や長期収支計画の実現性・妥当性を検証するなど企業の実態に応じた対応を行う。	ア 平成23年4月1日付けて経営支援部に期中支援課を新設し、同課に4名の専任職員を配置した。 イ 早期延滞管理リスト及び事故報告書に基づき、金融機関及び当該企業へのヒアリングによる実態把握を行い、調整（延滞解消）見込先を選定し、「延滞調整成立進捗管理表」「事故調整成立進捗管理表」にて、追跡管理を実施した。 【調整実績】 (7) 延滞 (単位:件,百万円,%) <table><tr><th></th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>調整見込先</td><td>300</td><td>2,186</td></tr><tr><td>調整先</td><td>228</td><td>1,853</td></tr><tr><td>調整率</td><td>76.0</td><td>84.8</td></tr></table> (1) 事故 (単位:件,百万円,%) <table><tr><th></th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>調整見込先</td><td>135</td><td>886</td></tr><tr><td>調整先</td><td>108</td><td>687</td></tr><tr><td>調整率</td><td>80.0</td><td>77.6</td></tr></table> (ウ) 保証債務残高及びC R Dスコアリングモデルの評点が、一定基準以下の企業への代表者面談・企業訪問を80企業（前年度16企業）実施した。 ウ 期中管理要領に基づき、定性・定量評価を行い、大口先については訪問面談等により、改善計画の妥当性を検証のうえ、対応した。 【返済緩和の条件変更実績】 件数 2,167件（対前年度比96.7%） 金額 28,638百万円（対前年度比103.4%）		件数	金額	調整見込先	300	2,186	調整先	228	1,853	調整率	76.0	84.8		件数	金額	調整見込先	135	886	調整先	108	687	調整率	80.0	77.6	ア A イ A ウ A
	件数	金額																								
調整見込先	300	2,186																								
調整先	228	1,853																								
調整率	76.0	84.8																								
	件数	金額																								
調整見込先	135	886																								
調整先	108	687																								
調整率	80.0	77.6																								
評価項目の自己評価																										
ア 専任職員の配置により、金融機関や中小企業再生支援協議会との連携が密となり、事業再生や経営改善に取り組む中小企業者に対し、さらにきめ細やかな経営・再生支援の推進が図られた。 イ 早期延滞管理リスト（4日以上延滞）の活用により、事故予見先の早期発見と状況把握が可能となり、条件変更等による調整（延滞解消）が図られた。事故報告先については、営業中の企業に対し、条件変更以外に追加保証や既存債務一本化の検討も含めた経営改善策を提示するなど経営支援策を推進した。 ウ 条件変更の申込みについては、当該企業の現状を把握するとともに、改善計画および長期収支計画を検討のうえ、他金融債務との均衡性にも留意して対応した。 上記ア～ウにより、代位弁済は対前年度比件数76.3%、金額92.2%と減少したが、返済緩和中および返済緩和終了後に、突然破綻するケースが増加してきていることから、今後は返済緩和先に対する、より細やかなフォローが必要である。 そのため、平成24年度は経営支援部にサポートミーティング専任担当者を配置し、迅速かつ効果的な期中支援体制と協会主導のコンサルティング機能強化を図ることとした。																										

評価項目	(4) 経営支援、再生支援及び創業・再挑戦支援の推進	総合判定															
		A															
課題解消のための方策																	
方策の項目	実施状況	達成度															
ア 経営支援及び再生支援については、事故が予見される企業、事業再生に取り組む求償権先等について、早期の実態把握に努め、「経営再生支援対策会議」による経営改善計画や再生計画の作成支援のほか、中小企業サポートシステム（ＣＳＳ）、中小企業経営診断システム（ＭＳＳ）等の有効活用により、これら企業を積極的に支援する。	ア (ア) 延滞企業等の実態把握 面談・訪問回数 166 回（対前年度比 155.1％） （延滞先 18 回条件変更先 90 回事務報告先 58 回） (イ) 事業再生に取り組む求償権先 営業中の求償権先 456 件について再生可能性を検討し、求償権消滅保証の支援候補企業 2 件を選定（管理部）。うち 1 件について、同保証による支援を行った（経営支援部）。 (ウ) ＭＳＳは 50 企業の財務内容検証に活用した。 ＣＳＳは求償権消滅保証 1 企業に活用した。	ア A															
イ 再生支援については、企業訪問、代表者面談、金融機関等の協議による早期実態把握を行うとともに、県中小企業再生支援協議会及び金融機関の支援担当部署との緊密な連携や再生支援審査会等による審議を通じて、積極的な支援を行う。	イ 再生支援協議会案件 (単位;件,百万円,%) <table><tr><th></th><th>件数</th><th>前年度比</th><th>金額</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>保証承諾</td><td>7</td><td>87.5</td><td>256</td><td>133.3</td></tr><tr><td>条件変更</td><td>94</td><td>78.3</td><td>2,188</td><td>64.2</td></tr></table> 企業再生を図るため、関係金融機関との支援策の協議を行うバンクミーティングに 29 回（うち協議会案件 26 回）出席した。		件数	前年度比	金額	前年度比	保証承諾	7	87.5	256	133.3	条件変更	94	78.3	2,188	64.2	イ A
	件数	前年度比	金額	前年度比													
保証承諾	7	87.5	256	133.3													
条件変更	94	78.3	2,188	64.2													
ウ 創業・再挑戦に取り組む企業の支援については、関連情報の収集・分析等に努め、適切に対応する。	ウ 平成 23 年 8 月と平成 24 年 1 月に県中小企業支援機関連携推進会議に出席し、情報収集を行った。 破綻した先に対する「創業・再挑戦関連保証」の保証実績はなかった。	ウ B															
エ 経営・再生支援等に当たっては、金融機関や商工団体等と緊密な連携を図りながら、効果的な対策を講じる。	エ 金融機関との連携強化を推進するため、地元 5 金融機関本部との意見交換会を開催した。 また、南九州税理士会の金融研修会に出席した。さらに、経営・再生支援等に必要な知識を習得するために、顧問税理士による「税務及び財務」の研修を行った。（全体研修 5 回実施→参加者延べ 176 名）	エ A															
評価項目の自己評価																	
ア 事故が予見される企業については、毎月出力される「早期延滞リスト」に基づき、延滞中の企業の中から、面談・訪問を行い、早期の実態把握に努め、効率的な支援を図ることができた。 経営支援・コンサルティングについては、80 企業に対して面談・訪問を実施し、実態把握に努めた。 求償権消滅保証の支援候補 2 企業のうち 1 企業について、同保証による支援を行った。																	
イ 再生支援については、県再生支援協議会との連携を図り、主に条件変更による支援を推進することができた。																	
ウ 商工団体等が主体の県中小企業支援機関連携推進会議に参加し、情報収集を図った。																	
エ 地元 5 金融機関との意見交換会や南九州税理士会の金融研修会に参加し、関係機関との連携強化を図ることができた。																	

3 回収部門

評価項目	(5) 求償権回収の促進	総合判定	
		B	
課題解消のための方策			
方策の項目	実施状況	達成度	
ア 求償権回収を促進するため、代位弁済後、早期に回収に着手するとともに、定期回収の増加に努める。 また、一括入金や担保物件の処分を促進し回収の最大化に努める。	ア 新規求償権については、債務者等の現況を把握し、回収方針を明確にするため、代位弁済後早期に返済交渉を行い回収に着手した。 平成23年度は、新たな回収促進策として、休日訪問督促を開始し、396件の訪問を行い、債務者等との折衝機会の拡大に努め、督促の強化を図った。 また、担保物件の処分促進を図るため、専任担当者を配置し、金融機関や不動産業者への情報提供や近隣居住者への購入を呼び掛けるなど、延べ306回の情報提供に努めた。 その結果、2,899万円の回収に繋げることができた。	ア B	
イ 保証協会債権回収(株)を有効に活用し、効果的かつ効果的な回収に努める。	イ 平成23年度より保証協会債権回収(株)への委託基準を見直し、定期回収先を主体に委託することとした。(平成23年度末委託件数 989件 委託金額 4,068百万円) そのため、新たに電話督促専任担当者を配置するなど、入金管理を徹底する体制とし、安定した定期回収の確保と定期回収先の拡大を図った。 また、債務者等が県外に転出している求償権については保証協会債権回収(株)の県外営業所へ委託(19企業28件)して回収の促進を図った。	イ A	
評価項目の自己評価			
ア 平成23年度は回収体制の見直しを行い、協会管理部は新規・有担保・不定期回収の求償権を担当、保証協会債権回収(株)は定期回収求償権の担当とし、それぞれの部署で専門的かつ効果的な回収に努めた。 また、担保物件処分の専任担当者を配置し、不動産業者等へ積極的に情報提供を行ったところ、これまで競売等で売却できなかった案件について、任意売却が成立するなど回収の促進に繋がった。 しかしながら、代位弁済に占める有担保求償権の割合が年々減少していることや、第三者保証人のいない求償権が増加していること、破産等の法的な措置のケースが多くなったことなどから、平成23年度の回収は956百万円となり、計画比79.7%、前年度比85.5%の実績となった。			
イ 平成23年度より定期回収の促進を図る目的で回収体制を改め、電話督促専任担当者を配置するなど入金管理を徹底した結果、入金件数は、第1四半期の月平均646件が、第4四半期には月平均746件に増加するなど効果が見られた。			

評価項目	(6) 求償権の適正管理及び的確な管理事務停止と求償権整理の実施		総合判定
			A
課題解消のための方策			
方策の項目	実施状況	達成度	
ア 各求償権の回収方針を基に適正な進捗管理を行う。	ア 「求償権の分類及び進行管理に関する要領」に基づき、一括入金予定及び未分類の求償権については、毎月状況確認のうえ回収方針を決定し、全求償権については年2回見直しを行い、それぞれの案件について必要な措置を講じた。 また、大口案件や回収手続きが長期化している案件等で、随時追跡の必要がある案件については、「追跡案件調書」を作成し、債務者等の実態把握を詳細に行うとともに、毎月ヒアリングを行い、善後策を講じた。	ア A	
イ 求償権回収の合理化、効率化を図るための管理事務停止及び求償権整理を的確に行う。	イ 回収が見込まれる求償権への集中的な取り組みと管理事務の効率化を図るため、破産等により回収が困難又は不能な求償権について、管理事務停止及び求償権整理を行う専任担当者を新たに配置し、各手続きを迅速かつ的確に行った。	イ A	
評価項目の自己評価			
ア 各求償権については、担当者と課長が協議のうえ回収方針を決定することから、その後の進行管理について一体となって取り組むことができ、適時適切な進捗管理が行えた。 「追跡案件調書」の対象とした案件については、債務者や関係機関等との交渉が緊密となり、実態把握が詳細に行われ、交渉経過の管理に効果的であった。			
イ 従来、管理事務停止・求償権整理は、回収業務の傍ら回収担当者が行っていたが、専任担当者を配置したことにより、集中的かつ効率的に実施することができた。 平成23年度は管理事務停止を集中して行った結果、前年度比143.4%の実績となった。			

4 その他間接部門

評価項目	(7) 信用保証制度の多様化・高度化に対応した職員の資質向上	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
協会内外の研修等による職員の審査能力向上はもとより、顧客目線に立った審査が出来るよう職員の意識改革を図るとともに、保証利用企業に対する経営コンサルティング能力向上を図ることとする。 また、引き続き全国信用保証協会連合会に職員1名を出向させる。 さらに、資格取得奨励表彰制度により、協会の業務推進に緊密な関係を有する中小企業診断士等、国家資格の取得や全国信用保証協会連合会が実施する信用調査検定の資格取得を積極的に支援する。	(1) 全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）等が主催する研修会に延べ30名が参加した。 ＜連合会主催の主な研修＞ ・中小企業診断士試験対策講座2名 ・中小企業大学校財務分析・目利き研修2名 ・事業再生支援講座3名 ・実務合同研修会（財務・法務）2名 (2) 本協会が推薦する通信教育講座を14名が受講し、全員が修了した。 (3) 保証審査等における経営分析、経営改善、企業再生等に対応するにあたり、会計、税務及び財務の専門知識の習得や助言及び指導を受けるため、平成23年7月に税理士法人と顧問契約を締結し、下期に顧問税理士を講師として全体研修を5回実施した。（参加者延べ176名） (4) 連合会が実施する信用調査検定に15名が受験し、うち14名が合格した。（上級1名、中級8名、初級5名） (5) 引き続き連合会に職員1名を出向させた。	A
評価項目の自己評価		
各種研修会の参加については、年度当初に研修計画を作成し、積極的な参加に努めた結果、前年度を上回る実績となった。（前年度参加者26名） 連合会が実施する信用調査検定の受験については、年度研修計画を作成する前に、全職員に受験希望を募り、また、各部長からの推薦を依頼した結果、前年度（受験者数6名）を大きく上回る受験者となり、資格取得の推進が図られた。さらに、資格取得者については、特別昇給制度を導入するなど表彰制度を充実した。 また、税理士法人と顧問契約を締結したことにより、今後、助言や定期的な指導、研修を受けられる環境が整備できた。		

評価項目	(8) 電算処理システムの適正かつ効率的な運用	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
電算処理システムの開発・運用・管理については、電算業務取扱規程に基づき、適正かつ効率的な運用を図るとともに、関係部署間の連携強化、電算関係職員の資質向上対策等に努める。 また、共同システム運用協議会、保証協会システムセンター（株）との連携を強化し、安定運用を確保するとともにシステムの保守、改善を行い機能の向上を図る。	電算システムの開発及び変更については、関係部署から依頼を受けた 10 件について、随時電算システム検討委員会での必要性や緊急性などを検討のうえ全件を処理した。(開発 8 件 変更 2 件) また、平成 23 年 8 月個人情報漏洩防止対策として、静脈認証による本人確認並びに情報流出防止対策の強化を行った。 電算システムの安定運用については、平成 23 年 7 月、システムセンターが行う「災害を想定したバックアップセンターのテスト」に併せ、電算課において疎通テストを実施し、支障が無いことを確認した。 事業継続計画の運用については、東日本大震災を受け、平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月までの間、同運用協議会事務局主導により、見直しを行った。 電算関係職員の資質向上として、外部講師による統計システムの研修や、システムセンターでの窓口担当者研修に積極的に参加した。	A
評価項目の自己評価		
共同システムについては、共同システム運用協議会から参加協会に対し、適宜、システムに関する説明会や情報提供がなされ、適時・適切な運用が行われた。 事業継続計画については、平成 24 年度上期に職員向けの研修と訓練を実施し、実効性を高めることとしている。		

評価項目	(9) 個人情報の適正な管理及びコンプライアンス態勢の充実・強化	総合判定 A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
個人情報保護に関する諸規程の周知徹底を図るとともに、日常業務における顧客情報管理の重要性について、職員に対し、更なる指導徹底を行い、個人情報の適正な管理に努める。 また、コンプライアンス・マニュアルに基づき、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス研修・啓蒙活動実施により役職員の倫理意識及び公共意識の向上、法令・諸規程等の適正な運用に努めるとともに、正確な業務運営に取り組む。 さらに、コンプライアンス委員会において認定した、反社会的勢力をデータベース化し、有事における対応強化を図る。	個人情報保護に関する規程等の理解習得は、コンプライアンス個別研修の主たる目的として位置づけており、下記のとおり各部署において研修・啓蒙活動を実施した。 なお、コンプライアンス・プログラムは、規定に基づき、平成23年2月8日開催のコンプライアンス委員会において審議のうえ、同年3月3日に開催した常勤役員会において承認された。(同年4月1日施行) (1) コンプライアンス担当者向け研修 平成23年6月(講師:常務理事) 平成24年3月(講師:専務理事) (2) 全体研修 平成23年6月(講師:顧問弁護士) 平成23年11月(講師:鹿児島県警察本部刑事部長) (3) 個別研修 4月、8月、10月、11月に各部長・各課長を講師として実施。 (4) 反社会的勢力のデータベース化 毎月開催するコンプライアンス委員会において認定した反社会的勢力をデータベース化し、有事における対応体制の強化を図った。	A
評価項目の自己評価		
個人情報保護については、規定に基づく事務処理の徹底に努めたことから、顧客情報管理の重要性についての認識が高まり、個人情報漏洩事案の発生はなく、個人情報の管理は適正に行われた。コンプライアンス・プログラムに基づき、全体研修及び個別研修を実施し、役職員の法令遵守の徹底に努め、正確な業務運営を行った。 また、反社会的勢力のデータベース化により、有事における対応強化が図られた。		

評価項目	(1 0) 内部監査を通じての経営目標の効果的な達成への貢献		総合判定
			A
課題解消のための方策			
方策の項目	実施状況	達成度	
協会の業務活動状況、会計処理状況及び財産保全状況並びにコンプライアンス態勢等の遂行状況を検証し、その有効性、適切性、適時性、効率性、規程等との適合性等を分析、評価し、改善を支援することを通じて協会の経営目標の効果的な達成に貢献する。 また、無通告監査の活用や監事監査との緊密な連携などにより、効率的な内部監査を実施する。	内部監査計画策定にあたっては、当年度経営計画に新たに盛り込まれた事業を監査項目に追加し、経営目標達成に向けた業務の進捗状況を監査することとした。本年度は、この内部監査計画に基づき、毎月監査を実施した。 また、このほか無通告監査を 2 回実施した。	A	
評価項目の自己評価			
内部監査計画に基づき、計画どおり全ての内部監査を実施した。監査結果は幹部会議において報告し、改善を要する事項については、当該部署から改善策を文書により回答を求め、事務の改善を図った。 また、常勤監事との連携を図り、的確かつ効率的な内部監査を実施することができた。			

【5 事業計画】

平成23年度経営計画における事業計画に対する実績について、次のとおり、自己評価を行った。
 なお、自己評価の基準となる達成度については、別紙3「計画等自己評価(案)に係る達成基準」に基づき、A・B・C・Dの4段階とし、A～高い、B～普通、C～やや低い、D～低いとした。(以下、2収支計画についても同じ)

(単位：百万円，%)

項目	22年度実績 A	23年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 保証承諾	87,455	87,000	74,240	84.9	85.3	B	県内の厳しい経済状況や緊急保証終了による一服感等により計画を下回ったものの、対前年度実績比は全国、九州各県と比べて落ち込みが少ないことを勘案し、達成度はBとした。
(2) 保証債務残高	203,875	205,800	199,598	97.9	97.0	B	保証承諾の減少に伴って、保証債務残高も伸び悩み、計画に対し、62億円不足した。
(3) 保証債務平均残高	204,940	206,300	202,343	98.7	98.1	B	保証承諾、保証債務残高ともに計画額を下回ったことから、保証債務平均残高は、計画額に対し40億円不足した。
(4) 代位弁済	4,275	5,000	3,940	92.2	78.8	A	中小企業金融円滑化法に基づく返済緩和の実施等により、県内中小企業の倒産は前年度より減少した。そのため、代位弁済額についても計画額を大きく下回り、前年度実績に比べ335百万円減少する結果となった。
(5) 実際回収	1,119	1,200	956	85.5	79.7	B	法的整理の増加、有担保保証の減少及び第三者保証人の原則不徴求等により計画を下回ったものの、求償権回収率は九州で3位、全国10位であること等を勘案し、達成度はBとした。
(6) 求償権残高	1,666	1,685	1,173	70.4	69.6	A	平成22年度決算から金融安定化特別基金の振替による損失補償償却を実施していることや、自己償却額が増加していることなどから、求償権残高は前年度より493百万円減少し1,173百万円となった。

【6 収支計画】

平成23年度経営計画における収支計画に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(単位：百万円，%)

項目	22年度実績 A	23年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 経常収入	2,892	2,739	2,838	98.1	103.6	—	(2) 保証料 保証債務平均残高は、前年度比1.27%減となり、かつ、保証料率の低い緊急保証制度保証の割合が増加したことから、保証料収入は前年度比2.4%減となった。 (3) 運用資産収入 預け金及び有価証券の利回りは、前年度よりそれぞれ0.08%、0.01%減少したが、有価証券残高の増加により、計画比1.8%増となった。 (7) 業務費 事務費等の経費削減に努めたことから、計画比4.9%減となった。 (26) 当期収支差額 保証料収入は、平均保証料率が計画を上回ったことから増加し、支払保険料は平均保険料率が計画を下回ったことから減少し、経常収支差額は計画比19.0%増となった。 また、代位弁済の大幅な減少により、経常外収支差額は計画比19.8%減となった。 これにより、当期収支差額は、計画比169.4%と大幅な増加となった。
(2) 保証料	2,234	2,104	2,180	97.6	103.6	—	
(3) 運用資産収入	327	330	336	102.8	101.8	—	
(4) 責任共有負担金	259	265	264	101.9	99.6	—	
(5) その他	72	40	58	80.6	145.0	—	
(6) 経常支出	1,720	1,857	1,788	104.0	96.3	—	
(7) 業務費	757	832	791	104.5	95.1	—	
(8) 借入金利息	0	0	0	—	—	—	
(9) 信用保険料	957	1,001	991	103.6	99.0	—	
(10) 雑支出	6	24	6	100.0	25.0	—	
(11) 経常収支差額	1,172	882	1,050	89.6	119.0	A	
(12) 経常外収入	5,757	6,201	5,615	97.5	90.5	—	
(13) 償却求償権回収	89	84	92	103.4	109.5	—	
(14) 責任準備金戻入	1,257	1,270	1,253	99.7	98.7	—	
(15) 求償権償却準備金戻入	822	835	763	92.8	91.4	—	
(16) 求償権補填金戻入	3,589	4,012	3,449	96.1	86.0	—	
(17) その他	0	0	58	—	—	—	
(18) 経常外支出	6,174	6,530	5,882	95.3	90.1	—	
(19) 求償権償却	4,139	4,691	4,164	100.6	88.8	—	
(20) 責任準備金繰入	1,253	1,255	1,239	98.9	98.7	—	
(21) 求償権償却準備金繰入	763	564	453	59.4	80.3	—	
(22) その他	19	20	26	136.8	130.0	—	
(23) 経常外収支差額	△417	△329	△267	64.0	81.2	—	
(24) 制度改革促進基金取崩額	2	0	154	7,700.0	—	—	
(25) 収支差額変動準備金取崩額	0	0	0	—	—	—	
(26) 当期収支差額	757	553	937	123.8	169.4	A	
(27) 収支差額変動準備金繰入額	378	276	468	123.8	169.6	—	
(28) 基金準備金繰入額	379	277	469	123.7	169.3	—	
(29) 基金準備金取崩額	0	0	0	—	—	—	
(30) 基金取崩額	0	0	0	—	—	—	

【7 財務計画】

平成23年度経営計画における財務計画に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(単位：百万円，%)

項 目		22 年度実績 A	23 年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	実績の自己評価
			計画 B	実績 C			
金融機関等負担金・ 年度中出えん金	(1) 県	0	0	0	—	—	(6) 基金準備金繰入 当期収支差額が、計画を上回る937百万円となったことから、計画と比べ192百万円の繰入額の増加が図られた。 (12) 制度改革促進基金取崩 平成23年度より制度改革促進基金を取崩しできる対象の求償権が拡大され、154百万円の取崩しとなった。 (14) 収支差額変動準備金繰入 当期収支差額が、計画を上回る937百万円となったことから、計画と比べ192百万円の繰入額の増加が図られた。
	(2) 市 町 村	0	0	0	—	—	
	(3) 金融機関等	0	0	0	—	—	
	(4) 合 計	0	0	0	—	—	
(5) 基金取崩		0	0	0	—	—	
(6) 基金準備金繰入		379	277	469	123.7	169.3	
(7) 基金準備金取崩		0	0	0	—	—	
期末基本財産	(8) 基 金	5,788	5,788	5,788	100.0	100.0	
	(9) 基金準備金	7,043	7,297	7,512	106.7	102.9	
	(10) 合 計	12,831	13,085	13,300	103.7	101.6	
(11) 制度改革促進基金造成		87	—	77	88.5	—	
(12) 制度改革促進基金取崩		2	—	154	7,700.0	—	
(13) 制度改革促進基金期末残高		446	446	370	83.0	83.0	
(14) 収支差額変動準備金繰入		378	276	468	123.8	169.6	
(15) 収支差額変動準備金取崩		0	0	0	—	—	
(16) 収支差額変動準備金期末残高		4,450	4,703	4,918	110.5	104.6	
(17) 国からの財政援助		0	—	0	—	—	
(18) 基金補助金		0	—	0	—	—	
(19) 地方公共団体からの財政援助		372	339	305	82.0	90.0	
(20) 保証料補給（「保証料」計上分）		199	177	180	90.5	101.7	
(21) 保証料補給（「事務補助金」計上分）		0	0	0	—	—	
(22) 損失補償補填金		187	162	125	66.8	77.2	
(23) 事務補助金（保証料補給分を除く）		0	0	0	—	—	
(24) 借入金運用益		0	0	0	—	—	
(25) 責任共有負担金		259	265	264	101.9	99.6	

【8 経営諸比率】

平成23年度経営計画における経営諸比率に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(単位：％，ポイント)

項目	22年度実績 A	23年度		対前年度 実績増減 C－A	計画比 増減 C－B	実績の評価
		計画 B	実績 C			
(1) 保証平均料率	1.09	1.02	1.08	△ 0.01	0.06	(1) 保証平均料率 保証料率の低い緊急保証制度保証の構成比が計画より低かったことから、保証平均料率は計画比 0.06 ポイントの増加となった。 (3) 経費率 事務費等の経費削減に努めたことから、計画比 0.02 ポイント減となった。 (12) 代位弁済率 中小企業金融円滑化法に基づく条件変更等に積極的・弾力的に取り組んだ結果、代位弁済が計画を大きく下回ったことから、代位弁済率は、計画比 0.47 ポイント減となった。
(2) 運用資産収入の保証債務平残に対する割合	0.16	0.16	0.17	0.01	0.01	
(3) 経費率	0.37	0.41	0.39	0.02	△ 0.02	
(4) (人件費率)	0.26	0.28	0.28	0.02	0.00	
(5) (物件費率)	0.11	0.12	0.11	0.00	△ 0.01	
(6) 信用保険料の保証債務平残に対する割合	0.47	0.48	0.49	0.02	0.01	
(7) 支払準備資産保有率	12.13	12.04	12.64	0.51	0.60	
(8) 固定比率	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00	
(9) 基金の基本財産に占める割合	45.11	44.23	43.52	△ 1.59	△ 0.71	
(10) 求償権による基本財産固定率	7.04	8.57	5.42	△ 1.62	△ 3.15	
	1,666	1,685	1,173	-	-	
(11) 基本財産実際倍率	15.89	15.73	14.98	△ 0.91	△ 0.75	
(12) 代位弁済率	2.09	2.42	1.95	△ 0.14	△ 0.47	
(13) 回収率	2.75	6.51	2.25	△ 0.50	△ 4.26	

- 注) 1 基本財産とは、決算処理後のものとする。
2 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数（単位：百万円）を記入する。
3 算式

- (1) 保証平均料率…………… 保証料収入／保証債務平均残高
(2) 運用資産収入の保証債務平残に対する割合…………… 運用資産収入／保証債務平均残高
(3) 経費率…………… 経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高
(4) 人件費率…………… 人件費／保証債務平均残高
(5) 物件費率…………… 物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高
(6) 信用保険料の保証債務平残に対する割合…………… 信用保険料／保証債務平均残高
(7) 支払準備資産保有率…………… (流動資産－借入金)／保証債務残高
(8) 固定比率…………… 事業用不動産／基本財産
(9) 基金の基本財産に占める割合…………… 基金／基本財産
(10) 求償権による基本財産固定率…………… (求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産
(11) 基本財産実際倍率…………… 保証債務残高／基本財産
(12) 代位弁済率…………… 代位弁済額（元利計）／保証債務平均残高
(13) 回収率…………… 回収（元本）／(期首求償権＋期中代位弁済（元利計）)

【III 自己評価に対する外部評価委員会の意見・助言】

平成23年度経営計画の実施状況等に関する本協会の自己評価について、平成24年7月18日、「外部評価委員会」に意見・助言を求めたところ、同年7月31日、同委員会の宮廻甫允委員長から本協会会長に対して、次のとおり、「平成23年度経営計画の自己評価に係る意見等について」の報告があった。

平成23年度経営計画の自己評価に係る意見等について

本県中小企業を取り巻く環境は、九州新幹線全線開業や震災復旧の波及効果等が期待されているが、長引く円高、欧州の金融危機等による世界経済の減速等、先行き不透明感が強く、楽観視できない状況で推移している。

このような状況の中で、鹿児島県信用保証協会の業績は、保証承諾額74,240百万円（計画比85.3%）、代位弁済額3,940百万円（計画比78.8%）、実際回収額956百万円（計画比79.7%）となり、保証承諾額、実際回収額は計画比を下回るも、緊急保証制度や中小企業金融円滑化法による返済緩和の実施等により、代位弁済が大幅に減少したこと等により収支も確保され、概ねバランスの取れた業務体制が構築されているものと判断する。

以上の状況を踏まえ、今後の県内における安定した信用保証業務の継続と、より一層の経営基盤の強化を目指していただくために、当委員会は以下について提言する。

1 保証部門について

保証部門においては、景気低迷等の影響や緊急保証の一服感もあり保証承諾額、保証債務残高は、前年度より落ち込んだものの、保証浸透度はやや上昇した。

保証利用の推進については、利用しやすい保証制度の創設、金融機関・商工団体等との意見交換等の実施による連携強化を図るなど、努力はみられるところであるが、引き続き新たな需要の掘り起こしや、関係機関・企業訪問による積極的なアプローチが必要であると考えます。

また、中小企業者等の利便性の向上を図るため、中小企業者のニーズを適時・的確に把握し、顧客目線に立ったスピーディな保証審査に努めていただきたい。

2 期中管理部門について

期中管理部門においては、企業の支援・再生及び期中管理の充実・強化による代位弁済の抑制を図るため、期中支援課を新設（専任職員4名を配置）したことは、タイムリーな組織再編であると考えます。

中小企業者に対する経営支援や再生支援は、企業の存続・発展に伴う雇用の確保、固有の産業や技術の存続・承継、地域経済の活性化を図るうえで、極めて重要であり、適時・的確な指導・助言等により円滑な事業活動を支援し、代位弁済の抑制に繋げられるよう期待する。

3 回収部門について

回収部門については、有担保求償権や第三者保証人付き求償権の減少から、管理回収環境は一段と厳しくなることが予想される。

今後、ますます増加する無担保求償権に対応するために、求償権関係者の実態把握の強化、保証協会債権回収（株）の活用による定期回収の底上げ、また、有担保求償権の管理強化を図りながら、回収額の最大化、回収業務効率化に向けた努力が必要である。

4 その他間接部門について

その他間接部門については、職員研修、コンプライアンス態勢ともに、それぞれの担当部署において計画的に実施されており、経営の透明化、適正化等の強化が図られ、コンプライアンス意識の徹底への努力が認められる。

信用保証協会は、高い公共的使命と社会的責任を果たしていくことを期待されており、今後とも積極的にコンプライアンスの意識向上に努めていただきたい。

また、中小企業診断士等国家資格の取得や全国信用保証協会連合会が実施する信用調査検定の資格取得等を積極的に支援し、職員のスキルアップを図ってきたことは評価できる。質の高い信用保証、経営支援・再生支援等のサービスを提供するため、さらに人材育成に努めていただきたい。

（参考）外部評価委員会委員

委員長 宮廻 甫允
委員 田畑 恒春
委員 野田 健太郎

鹿児島大学名誉教授
公認会計士
弁護士

第2次中期事業計画(平成21年度～平成23年度)の評価

はじめに

本協会は、業務運営に関する経営方針や取り組むべき重点課題を明確にするとともに、その解消方策を着実に実施することによって、適切な業務運営を確保するため、平成21年4月に「第2次中期事業計画(平成21年度～平成23年度)」を策定し、信用保証協会法第35条第1項に基づき国に報告を行い、毎年度策定する年度経営計画の基本方針とするなどし、これら計画の着実な推進に努めてきました。

また、本協会における経営の透明性の一層の向上と対外的な説明責任を果たすために、これら計画の本協会による自己評価を行い、弁護士、公認会計士及び学識経験者で構成する「外部評価委員会」(別紙1参照)の意見・助言を受けたうえで、その評価結果を公表することとしています。

このため、本協会は、平成24年6月、本協会の関係職員で構成する「計画等自己評価委員会」(別紙2参照)において協議・検討を重ね、「第2次中期事業計画(平成21年度～平成23年度)の評価(案)」を作成しました。

この「第2次中期事業計画(平成21年度～平成23年度)の評価(案)」について、「外部評価委員会」による意見・助言を踏まえて、調整・修正し、次のとおり「第2次中期事業計画(平成21年度～平成23年度)の評価」を取りまとめたところであります。

今後、この評価による成果を十分活かして、本協会の適切な業務運営の確保と運営規律の強化に努めて参所存であります。

なお、「外部評価委員会」の委員各位におかれましては、「第2次中期事業計画(平成21年度～平成23年度)の評価(案)」について、ご多忙の中、熱心に審議・検討していただき、貴重なご意見・ご助言を賜りましたことに対し、ここに、厚く御礼を申し上げます。

平成24年7月31日
鹿児島県信用保証協会
会長 仮屋基美

【1 経営方針】

第2次中期事業計画(平成21年度～平成23年度)においては、経営方針について、次のとおり業務環境と業務運営方針を記述しているが、県内の経済動向と中小企業を取り巻く環境は、世界同時不況の影響を受けるなど、依然厳しい状況が続いており、引き続き国の景気対策として実施された景気対応緊急保証及び中小企業金融円滑化法による返済条件緩和の推進に注力することとなったが、全体としては、概ね業務運営方針に沿った運営が推進された。

1 業務環境

1) 鹿児島県の経済動向

最近の鹿児島県の経済動向をみると、主要ホテル・旅館の宿泊客数は堅調に推移しているものの、乗用車販売、百貨店・スーパーの販売額は減少しており、個人消費は、全体として弱めの動きとなっている。

建設関連では、新設住宅着工は持ち直しつつあるが、公共工事の低迷が続いていることから、全体としては低調となっている。

生産活動においては、食料品工業や電子部品関連が低調に推移しており、設備投資についても減少傾向にあるなど、全体としては弱めの動きとなっている。

また、労働需給は、新規求人数が減少し、緩和していることから、雇用情勢は悪化している。

このように、県内経済は、全体としては、弱まってきている状態にある。

計画期間内における県内の経済動向については、平成23年春の九州新幹線全線開通や今後予定される鹿児島・台北間の定期航路の開通等による観光産業等への効果が期待されるものの、サブプライムローン問題に端を発した世界同時不況の影響の中、個人消費の大幅な増加や建設関連の回復は見込めず、生産活動も弱含みで推移し、雇用環境も悪化するものと見込まれることから、県内経済は低調に推移していくものと見込まれる。

2) 中小企業を取り巻く環境

鹿児島県内中小企業の景況は、勢いの感じられない個人消費、公共工事の減少、生産活動の減退など建設業や小売業を中心として厳しい状況にある。

一方、金融面から見ると、資金繰り悪化等に伴う資金需要は旺盛であるものの、製造業を中心に設備機械等の更新や生産・販売能力増強のための設備投資が減少傾向にあるなど、全体としては、資金需要は低調である。

今後の中小企業を取り巻く環境は、平成23年春の九州新幹線全線開通や今後予定される鹿児島・台北間の定期航路開設などによる効果が見込まれるものの、これまでと同様、厳しい状況が推移するものと見込まれる。

2 業務運営方針

このような県内の経済動向や中小企業を取り巻く厳しい環境の中にあって、今後の保証承諾は、資金繰り悪化に伴う運転資金を中心としたものの増加が見込まれるものの、全体としては、減少傾向で推移するものと見込まれる。

また、代位弁済は、企業の倒産増加や緊急保証の承諾増に伴う代弁率の悪化等による増加が見込まれるほか、求償権の回収は、有担保保証の減少や第三者保証人の原則非徴求による回収率の低下等に伴う減少が見込まれるなど、本協会を巡る環境は、今後さらに厳しい状況が持続するものと見込まれる。

本協会は、これら厳しい環境や解決すべき様々な課題に適切に対応して、中小企業者の円滑な資金調達、ひいては自律的かつ安定的な発展に貢献できる『中小企業者のための、開かれた信頼される協会』を目指して、平成21年度から平成23年度までの3か年間における基本方針として、以下に掲げる事項の実現に向けて全力で取り組むこととする。

【Ⅱ 第2次中期事業計画（平成21年度-平成23年度）の評価項目に係る自己評価】

評価項目	(1) 経営支援、再生支援及び創業・再挑戦支援の推進	総合判定																								
		A																								
取組方針																										
取組方針の項目	実施状況	達成度																								
ア 保証部所属の中小企業診断士の活用、保証部の事故報告、条件変更事務等との連携を強化し、効果的かつ迅速な経営支援、再生支援等を推進するため、経営再生支援室を総務部から保証部に移管する。	ア 平成21年4月より経営再生支援室を保証部に移管した。 また、同時に保証部所属の中小企業診断士2名を経営再生支援室の兼務者とし、支援体制の強化を図った。	ア A																								
イ 経営再生支援室を中心にして審議役や中小企業診断士との緊密な連携のもとに、経営支援、再生支援等を積極的に推進する。 また、創業・再挑戦支援については、対象企業に関する情報の収集・分析など適切な対応に努める。	イ (7) 経営支援、再生支援機能の充実を図るため、平成22年4月に経営再生支援室を改組し、新たに経営支援部を創設した。(専任職員5名を配置)さらに、平成23年4月には、期中支援体制の充実・強化のため、期中支援課を新設し、同課に4名の専任職員を配置した。 (イ) 創業・再挑戦支援については、地域力連携拠点となっていた商工団体等や県中小企業支援機関連携推進会議等に参加し、幅広い情報の収集に努めた。	イ A																								
ウ 事故報告のあった企業や事故が予見される企業について、早期実態把握に努め、経営改善や事業再生に取り組む企業の再生を積極的に支援する。	ウ 経営支援部の創設以降、企業に対する面談、訪問等による早期実態把握に努め、条件変更等による支援を主体に積極的な取組みを実施した。 経営支援部管轄 (単位：件、百万円) <table><tr><th></th><th>平成21年度</th><th>平成22年度</th><th>平成23年度</th></tr><tr><td>訪問・面談回数</td><td>16</td><td>107</td><td>166</td></tr><tr><td>条件変更件数</td><td>97</td><td>575</td><td>2,167</td></tr><tr><td>条件変更金額</td><td>917</td><td>16,041</td><td>28,638</td></tr></table>		平成21年度	平成22年度	平成23年度	訪問・面談回数	16	107	166	条件変更件数	97	575	2,167	条件変更金額	917	16,041	28,638	ウ A								
	平成21年度	平成22年度	平成23年度																							
訪問・面談回数	16	107	166																							
条件変更件数	97	575	2,167																							
条件変更金額	917	16,041	28,638																							
エ 事業再生に取り組む求償権先について、求償権の放棄や求償権消滅の新規保証等により、再生を積極的に支援する。	エ 求償権先について、平成21年度159件、平成22年度267件、平成23年度456件を精査し、求償権消滅保証による再生を検討したが、平成23年度に1件40百万円の実績となった。	エ B																								
オ ベンチャー関連保証、創業関連保証及び大口保証企業等のついては、保証後、決算書を徴求し、経営状況や計画の進行状況等の実態把握に努め、必要に応じ追加保証等の支援を行う。	オ 大口保証企業等に係る保証後経営支援実施要領に基づき、決算書を徴求し、決算内容をCRDに入力のうえ、必要と判断した企業に対し、面談や訪問を実施した。 (単位：件) <table><tr><th></th><th>平成21年度</th><th>平成22年度</th><th>平成23年度</th></tr><tr><td>決算書徴求企業</td><td>229</td><td>230</td><td>276</td></tr><tr><td>訪問・面談企業</td><td>15</td><td>16</td><td>80</td></tr></table>		平成21年度	平成22年度	平成23年度	決算書徴求企業	229	230	276	訪問・面談企業	15	16	80	オ A												
	平成21年度	平成22年度	平成23年度																							
決算書徴求企業	229	230	276																							
訪問・面談企業	15	16	80																							
カ 県中小企業再生支援協議会、金融機関、商工団体等との連携のもとに、経営・再生支援等を積極的に行う。	カ 県中小企業再生協議会と積極的に連携を図り、再生支援を推進した。 県中小企業再生支援協議会との連携 新規保証 (単位：件、百万円) <table><tr><th></th><th>平成21年度</th><th>平成22年度</th><th>平成23年度</th></tr><tr><td>件数</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td></tr><tr><td>金額</td><td>166</td><td>192</td><td>256</td></tr></table> 条件変更 (単位：件、百万円) <table><tr><th></th><th>平成21年度</th><th>平成22年度</th><th>平成23年度</th></tr><tr><td>件数</td><td>93</td><td>120</td><td>94</td></tr><tr><td>金額</td><td>2,833</td><td>3,408</td><td>2,188</td></tr></table>		平成21年度	平成22年度	平成23年度	件数	9	8	7	金額	166	192	256		平成21年度	平成22年度	平成23年度	件数	93	120	94	金額	2,833	3,408	2,188	カ A
	平成21年度	平成22年度	平成23年度																							
件数	9	8	7																							
金額	166	192	256																							
	平成21年度	平成22年度	平成23年度																							
件数	93	120	94																							
金額	2,833	3,408	2,188																							
キ 経営・再生支援等の実施に当たっては、経営診断システム(MSS)や中小企業再生サポートシステム(CSS)を効果的に活用する。	キ 平成21年より経営診断システム(MSS)を延べ78企業の経営診断に活用し、中小企業再生サポートシステム(CSS)は、延べ5企業の再生支援に活用した。	キ A																								
評価項目の自己評価																										
ア及びイ 経営支援、再生支援の積極的推進により、企業の破綻危機回避と代位弁済抑制を図るため、平成22年4月に経営再生支援室を改組し、専任担当5名による経営支援部を創設した。さらに、平成23年4月には、企業の支援・再生及び期中管理の充実・強化を図るため、期中支援課を設置し、きめ細やかな経営支援、再生支援が可能となった。																										
ウ 期中支援課が、期中管理を一括管理することで、企業の早期実態把握と、より効率的な支援が可能となった。																										
エ 事業再生に取り組む求償権先に対する支援については、3年間で延べ882件を精査し、求償権消滅保証による再生を検討したが、支援候補先は2件にとどまり、うち1件についてのみの支援実績となった。																										
オ 決算書を徴求した企業について、財務内容を精査・検討し、経営改善計画の進捗状況を確認した。計画未達先や財務内容の厳しい先については、必要に応じ、面談や企業訪問による実態把握を行った。																										
カ 金融機関との連携はもとより、県中小企業再生支援協議会と積極的に連携を図り再生支援の推進に努めた。																										
キ 経営・再生支援等のサポートツールとして活用した。																										

評価項目	(2) 保証制度の多様化・高度化への対応	総合判定																	
		A																	
取組方針																			
取組方針の項目	実施状況	達成度																	
ア 中小企業者や金融機関に対して、各保証制度の保証要件や利便性等について、積極的にPRを行う。	ア ホームページや「保証月報」により、各保証制度の保証要件や各種保証制度の内容等について掲載するとともに、200社余りのEメール登録企業に対し、保証制度案内等の配信を行った。	ア A																	
	また、毎年「保証制度のご案内」を作成し、金融機関及び商工団体等関係機関に配布している。																		
	イ 次のように利用推進を図った。	イ A																	
	(ア) 流動資産担保融資保証																		
	毎月、金融機関本部を訪問するとともに、営業店の訪問を行った。																		
また、DM及び「保証月報」による広報やEメール登録企業への配信を行った。																			
平成23年度は鹿児島商工会議所主催の中小企業向け相談会に参加し、推進を図った。																			
	(単位;件,百万円,%)																		
	<table><tr><th>保証承諾</th><th>件数</th><th>金額</th><th>金額前年度比</th></tr><tr><td>平成21年度</td><td>22</td><td>706</td><td>85.2</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>17</td><td>530</td><td>75.1</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>16</td><td>494</td><td>93.2</td></tr></table>	保証承諾	件数	金額	金額前年度比	平成21年度	22	706	85.2	平成22年度	17	530	75.1	平成23年度	16	494	93.2		
保証承諾	件数	金額	金額前年度比																
平成21年度	22	706	85.2																
平成22年度	17	530	75.1																
平成23年度	16	494	93.2																
	(イ) 特定社債保証																		
	毎月、金融機関本部を訪問するとともに、営業店の訪問を行った。																		
	また、DM及び「保証月報」による広報を行い、償還期限到来企業600企業余りをリストアップし、企業訪問を行なった。																		
	(単位;件,百万円,%)																		
	<table><tr><th>保証承諾</th><th>件数</th><th>金額</th><th>金額前年度比</th></tr><tr><td>平成21年度</td><td>5</td><td>360</td><td>150.0</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>5</td><td>360</td><td>100.0</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>5</td><td>408</td><td>113.3</td></tr></table>	保証承諾	件数	金額	金額前年度比	平成21年度	5	360	150.0	平成22年度	5	360	100.0	平成23年度	5	408	113.3		
保証承諾	件数	金額	金額前年度比																
平成21年度	5	360	150.0																
平成22年度	5	360	100.0																
平成23年度	5	408	113.3																
	(ウ) 当座貸越根保証																		
	金融機関や商工団体の訪問、研修を行うとともに「保証月報」への掲載やEメール登録企業に対する情報配信による広報を行った。																		
	また、平成23年度は、小口利用者層を対象とした協会独自の「カードローン500」を創設し、リーフレットの作成やEメール登録企業への情報配信及び鹿児島商工会議所主催の研修会に参加し、推進を図った。																		
	当座貸越根保証 (単位;件,百万円,%)																		
	<table><tr><th>保証承諾</th><th>件数</th><th>金額</th><th>金額前年度比</th></tr><tr><td>平成21年度</td><td>248</td><td>5,206</td><td>77.4</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>224</td><td>5,388</td><td>103.5</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>210</td><td>4,028</td><td>74.8</td></tr></table>	保証承諾	件数	金額	金額前年度比	平成21年度	248	5,206	77.4	平成22年度	224	5,388	103.5	平成23年度	210	4,028	74.8		
保証承諾	件数	金額	金額前年度比																
平成21年度	248	5,206	77.4																
平成22年度	224	5,388	103.5																
平成23年度	210	4,028	74.8																
	事業者カードローン根保証 (単位;件,百万円,%)																		
	<table><tr><th>保証承諾</th><th>件数</th><th>金額</th><th>金額前年度比</th></tr><tr><td>平成21年度</td><td>347</td><td>1,485</td><td>71.0</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>362</td><td>1,663</td><td>112.0</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>1,111</td><td>4,128</td><td>248.2</td></tr></table>	保証承諾	件数	金額	金額前年度比	平成21年度	347	1,485	71.0	平成22年度	362	1,663	112.0	平成23年度	1,111	4,128	248.2		
保証承諾	件数	金額	金額前年度比																
平成21年度	347	1,485	71.0																
平成22年度	362	1,663	112.0																
平成23年度	1,111	4,128	248.2																
	*平成23年度は、「カードローン500」の保証実績787件、2,684百万円を含む。																		
ウ 保証審査に当たっては、信用保証マニュアルに基づき、定量的評価及び、定性的評価を実態的かつ総合的にを行い、信用リスク管理態勢の充実・強化を図る。	ウ 部内研修(平成21年度6回、平成22年度から毎月)及び定例部内会議(毎週月曜日開催)を通じ、保証審査における基本的な考え方や各種マニュアルの周知を図るとともに、信用保険料等に関する研修を行い、信用補完制度の現状についても周知を図った。	ウ A																	
	定性面については、企業訪問・面談などを積極的に行い、実態的な評価に努めた。																		
エ 貸付後、短期間で代位弁済となった事故案件については、早期代弁事故案件に係る検証分析実施要領に基づき、事故に至った原因等を検証分析し、今後の審査事務にフィードバックする。	エ 「早期代弁事故案件に係る検証分析実施要領」に基づき、検証分析(平成21年度45件、平成22年度56件、平成23年度38件)を行い、フィードバックが必要な事案(平成21年度6件、平成22年度3件、平成23年度3件)については、その対応策を検討し、部内研修等を通じ、職員に周知した。	エ A																	

オ 保証業務に係る企画立案を推進する総括次長を中心に、保証業務改革推進プロジェクトチームにおいて、保証承諾促進対策、保証制度の新商品の開発や企業訪問実施方法等に関する協議・検討を行うとともに、金融機関、商工団体、中小企業者の訪問、機関誌による保証制度の広報等を積極的に実施し、保証利用の推進を図る。	オ プロジェクトチーム（保証部次長以下 9 名）は、月 1 回の定例会議のほか随時会議を開催し、保証部長の指示事項について、協議・検討のうえ次のとおり実施した。 （ア）平成 21 年度 保証制度の未利用企業 1,997 企業に対し保証利用の推進を図ることとし、DM を発送した。 また、企業訪問のための実施要領を定め、企業訪問を 188 回実施した。 その結果、保証浸透度は 23.4% から 25.3% へアップした。 さらに CRD スコアリングを利用した審査の導入、決裁区分の見直し、保証申込の進捗状況管理を行う等の諸改善策を実施した結果、1 件当たりの処理日数は、上期の 9.1 日が下期においては 6.6 日となり、2.5 日短縮することができた。 （イ）平成 22 年度 保証浸透度向上のための方策として、 a 平成 23 年 2 月卒業予定先 607 企業に対し、DM を発送し、再利用の保証推進を行った。 b 平成 22 年 10 月～ 11 月課長代理を中心とした協会職員と金融機関の担当者との意見交換会を 5 回開催した。 c 保証制度の新商品として、ファスト保証、ファスト 500 保証、カードローン 500、環境対策サポート保証を創設し、平成 23 年 4 月 1 日から施行した。 d 新電算システムの事前相談システムを活用し、保証審査の円滑化を図った。 e 平成 22 年 10 月、「信用保証実務解説」を改訂し、金融機関など関係機関へ配布した。 （ウ）平成 23 年度 a 保証浸透度向上のための方策として、保証利用企業先数増加キャンペーンを実施し、保証浸透度向上に貢献した金融機関 25 店舗及び 5 商工団体にに対し、感謝状を贈呈した。 b 徴求書類及び作成書類の簡素化・見直しについて (a) 審査担当者にアンケートを実施し、徴求書類及び各種様式について見直しを検討した結果、宣誓書や担保充当承諾書等について、実態に即した改訂や様式の見直し等を行い、簡素化を図った。 (b) 県制度及び市制度については、鹿児島県及び鹿児島市の担当部署と協議した結果、平成 24 年度より印鑑証明書や商業登記簿謄本については、保証申込時に写しを提出することで可となり、市制度の資産証明書についても写しで対応可となった。	オ A
評価項目の自己評価		
ア 毎年作成の「保証制度のご案内」及びホームページ、「保証月報」による、各保証制度の保証要件や各種保証制度の案内、E メール登録企業に対し、保証制度案内の配信を行うことで、中小企業者や金融機関に対して、各保証制度の保証要件や利便性等について積極的に P R することができた。 イ 流動資産担保融資保証や特定社債保証、当座貸越根保証等については、次のとおり利用推進を図った。 （ア）流動資産担保融資保証 金融機関を訪問し、制度説明及び保証推進を行ってきたものの、対抗要件取得のための第三債務者への通知に対する風評への懸念や事務の煩雑さ等があり、保証申込は伸び悩んだ。 （イ）特定社債保証 平成 21 年度より申込人資格要件が一部緩和されたため、保証月報及び金融機関訪問等で周知に努めた。 また、既発社債の償還期限が到来する企業について、リストアップを行い、継続の意向について確認を行った。 都市銀行が積極的な取組姿勢を示したため、情報交換に努め、保証推進を図ることができた。 （ウ）当座貸越根保証 当座貸越根保証及び事業者カードローン根保証の資格要件や利便性については、金融機関訪問及び研修等において説明し、推進に努めたが、景気対応緊急保証制度の利用が多く、伸び悩んだものの、平成 23 年度に小口利用者層を対象とした協会独自の「カードローン 500」を創設し、利用促進に繋がった。 ウ 部内研修会や定例部内会議を毎年度重ねて開催することにより、保証審査における統一的かつ平準化した審査判断の徹底を図ることができた。 エ 「早期代弁事故案件に係る検証分析実施要領」に基づき、事故に至った原因等を検証分析し、その検証結果について審査担当者へフィードバックし、保証審査に活かすことができた。 オ プロジェクトチームを中心とする保証浸透度の向上対策、保証制度の新商品の開発や企業訪問実施方法等については、概ねその目的が達成され、金融機関、商工団体、中小企業者の訪問を積極的に実施し、保証利用の推進を図ることができた。		

評価項目	(3) 政策保証の推進	総合判定																																	
		A																																	
取組方針																																			
取組方針の項目	実施状況	達成度																																	
ア 各保証制度の目的や保証要件等について、中小企業者や金融機関等に対して、ホームページや金融機関、商工団体等の説明会、Eメール等を活用し周知徹底を図る。	ア 平成22年9月、利便性の向上を図るため、ホームページの全面リニューアルを行うとともに、「保証月報」や「保証制度のご案内」により、各保証制度の保証要件や各種保証制度の内容等について広報を行った。また、金融機関、商工団体等の訪問や説明会を実施して周知徹底を図った。 また、Eメール登録企業に対し、保証制度案内の配信を行った。	ア A																																	
	イ 毎月、金融機関本部を訪問するとともに、営業店の訪問や研修のほかには次のような方策により、利用促進を図った。 (ア) セーフティネット保証（緊急保証を含む。） 商工団体等の訪問や研修の実施、地方公共団体研修、南日本新聞への掲載、「保証月報」やホームページによる広報及び商工団体等の広報誌に掲載した。 また、Eメール登録企業に対し配信した。 (単位;件,百万円,%)<table><tr><th>保証承諾</th><th>件数</th><th>金額</th><th>金額前年度比</th></tr><tr><td>平成21年度</td><td>3,958</td><td>49,278</td><td>78.6</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>2,390</td><td>36,864</td><td>74.8</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>964</td><td>14,354</td><td>38.9</td></tr></table>	保証承諾	件数	金額	金額前年度比	平成21年度	3,958	49,278	78.6	平成22年度	2,390	36,864	74.8	平成23年度	964	14,354	38.9	イ A																	
	保証承諾	件数	金額	金額前年度比																															
平成21年度	3,958	49,278	78.6																																
平成22年度	2,390	36,864	74.8																																
平成23年度	964	14,354	38.9																																
イ セーフティネット保証、流動資産担保融資保証、特定社債保証、当座貸越根保証及び事業者カードローン根保証については、中小企業者や金融機関に対して、制度内容の周知徹底を図るとともに、対象企業をリストアップし、企業訪問等により利用促進を図る。	(イ) 流動資産担保融資保証 DM及び「保証月報」による広報を行うとともに、Eメール登録企業に対し、配信を行った。 また、平成23年度は商工会議所主催の中小企業者向け相談会に参加した。 (ウ) 特定社債保証 DM及び「保証月報」による広報を行い、平成22年度から償還期限到来企業をリストアップし、企業訪問を実施した。 (エ) 当座貸越根保証 金融機関や商工団体の訪問、研修を行うとともに、「保証月報」の掲載及びEメール登録企業に対し、情報を配信した。 平成23年度は、小口利用者層を対象とした協会独自の「カードローン500」を創設して、リーフレットの作成やEメール登録企業に対する情報配信及び鹿児島商工会議所主催の研修会に参加して、推進を図った。																																		
ウ ベンチャー関連保証及び創業関連保証については、実地調査や経営者との面談を通して、事業の将来性や経営手腕等を的確に判断するとともに、事業計画に対する助言を行う等、きめ細かに対応する。 また、(財)かごしま産業支援センターとの情報交換や本協会と当該センターとのタイアップした支援などにより、ベンチャー関連保証や創業関連保証の利用促進を図る。	ウ 新規開業を中心に、本協会の利用が初めての中小企業者と面談を行い、事業内容の確認、経営計画等のヒアリングや助言も行った。 また、鹿児島商工会議所主催の「鹿児島創業塾」に出席し、創業予定者を対象とした保証制度の説明を行った。 (財)かごしま産業支援センター主催の「中小企業支援機関連携推進会議・鹿児島県中小企業経営革新支援会議」及び「かごしま中小企業応援センター連絡協議会」に出席し情報交換を行った。 (単位;件,百万円,%)<table><tr><th>保証承諾</th><th>件数</th><th>金額</th><th>金額前年度比</th></tr><tr><td>平成21年度</td><td>23</td><td>162</td><td>46.6</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>27</td><td>248</td><td>153.1</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>18</td><td>154</td><td>62.1</td></tr></table> (単位;件,百万円,%)<table><tr><th>保証承諾</th><th>件数</th><th>金額</th><th>金額前年度比</th></tr><tr><td>平成21年度</td><td>172</td><td>760</td><td>135.5</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>164</td><td>706</td><td>92.9</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>166</td><td>727</td><td>103.0</td></tr></table>	保証承諾	件数	金額	金額前年度比	平成21年度	23	162	46.6	平成22年度	27	248	153.1	平成23年度	18	154	62.1	保証承諾	件数	金額	金額前年度比	平成21年度	172	760	135.5	平成22年度	164	706	92.9	平成23年度	166	727	103.0	ウ B	
保証承諾	件数	金額	金額前年度比																																
平成21年度	23	162	46.6																																
平成22年度	27	248	153.1																																
平成23年度	18	154	62.1																																
保証承諾	件数	金額	金額前年度比																																
平成21年度	172	760	135.5																																
平成22年度	164	706	92.9																																
平成23年度	166	727	103.0																																

エ	一括支払契約保証，農商工等関連保証，経営承継関連保証，新株予約権引き受けを伴う保証などの国の政策保証や，かごしま共生・協働サポート融資保証などの地方公共団体の政策保証については，制度内容の周知徹底，円滑な利用促進等により適切に対応する。	エ	毎月，金融機関本部を訪問するとともに，営業店や商工団体等の訪問や研修会を実施した。 また，（財）かごしま産業支援センター主催の農商工等連携制度の説明会に出席し，情報交換を行うなど，利用推進を図った。	B																				
		<table><tr><td colspan="2">（かごしま共生・協働サポート融資保証）</td><td colspan="2">（単位：件，百万円，％）</td></tr><tr><td>保証承諾</td><td>件数</td><td>金額</td><td>金額前年度比</td></tr><tr><td>平成 21 年度</td><td>3</td><td>7</td><td>175.0</td></tr><tr><td>平成 22 年度</td><td>2</td><td>12</td><td>171.4</td></tr><tr><td>平成 23 年度</td><td>1</td><td>10</td><td>83.3</td></tr></table>			（かごしま共生・協働サポート融資保証）		（単位：件，百万円，％）		保証承諾	件数	金額	金額前年度比	平成 21 年度	3	7	175.0	平成 22 年度	2	12	171.4	平成 23 年度	1	10	83.3
（かごしま共生・協働サポート融資保証）		（単位：件，百万円，％）																						
保証承諾	件数	金額	金額前年度比																					
平成 21 年度	3	7	175.0																					
平成 22 年度	2	12	171.4																					
平成 23 年度	1	10	83.3																					
評価項目の自己評価																								
ア	セーフティネット保証（緊急保証を含む。），流動資産担保融資保証，特定社債保証，当座貸越根保証及び事業者カードローン根保証等の政策保証は，各保証制度の目的や保証要件等について，ホームページや金融機関，商工団体等の説明会，Eメール等を活用し，制度内容の周知徹底を図った。																							
イ	中小企業者や金融機関に対して資格要件，指定業種の拡大，制度内容の周知徹底を図るとともに，対象企業をリストアップし，利用推進を図った。																							
ウ	鹿児島商工会議所主催のセミナーでの制度説明や（財）かごしま産業支援センター主催の会議での情報交換を行い，利用推進を図った。																							
エ	一括支払契約保証，農商工等関連保証，経営承継関連保証，新株予約権引き受けを伴う保証については，推進を図るため，金融機関訪問，研修等を実施したが，実績に結び付かなかった。																							

評価項目	(4) 利便性の向上に向けた取組	総合判定																	
		A																	
取組方針																			
取組方針の項目	実施状況	達成度																	
ア ホームページにより、中小企業者、金融機関、経済関係団体等に保証要件や各種保証制度の詳細な内容等、必要な情報を適時・的確に提供するとともに、中小企業者からの相談や意見、要望等を受け付けるコーナーを活用するなど利便性の向上を図る。	ア 保証要件、各種保証制度の内容、特別相談窓口の設置などの情報提供を行うとともに、ホームページアドレスを「保証月報」やリーフレットに掲載し、ホームページの利用促進を図った。 また、平成22年9月、ホームページの全面リニューアルを行い、利便性の向上を図った。 年度ごとのホームページアクセス及びホームページによる中小企業者からの相談件数は、次のとおり。 (単位;件) <table><tr><th></th><th>アクセス数</th><th>1日平均アクセス件数</th><th>相談件数</th></tr><tr><td>平成21年度</td><td>15,971</td><td>47.7</td><td>11</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>19,309</td><td>57.6</td><td>13</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>21,697</td><td>64.8</td><td>7</td></tr></table>		アクセス数	1日平均アクセス件数	相談件数	平成21年度	15,971	47.7	11	平成22年度	19,309	57.6	13	平成23年度	21,697	64.8	7	ア A	
	アクセス数	1日平均アクセス件数	相談件数																
平成21年度	15,971	47.7	11																
平成22年度	19,309	57.6	13																
平成23年度	21,697	64.8	7																
イ 中小企業者のみを対象として、保証利用のメリットや主な保証制度の内容・申込手続き等をわかりやすく説明したパンフレットを作成し、中小企業関係の各種会議での活用や中小企業団体・県・市町村機関の窓口等を通じ、配布する。	イ 毎年度版の「信用保証制度のご案内」及び平成23年度創設したファスト保証、ファスト500保証、カードローン500、環境対策サポート保証制度については、リーフレットを作成し、金融機関及び関係機関等に配布した。 また、各種会議において、新制度・推進制度の案内を盛り込んだ資料を作成し、説明を行った。	イ A																	
ウ 保証制度を充分に利用していない中小企業者や流動資産担保融資保証の対象企業等に対して、Eメールの活用や郵送等により、制度保証創設・改正の内容、不況業種の指定情報など、効果的な情報提供に努める。	ウ 保証未利用の中小企業者1,997社に対するDMの発送や保証債務残高が減少している中小企業者607社に対するDMの発送を実施した。 また、平成23年度には、債務完済した中小企業者412社に対し、保証再利用の案内に係るDMを発送し、うち243社を訪問した。 Eメール登録企業に対しては、各種制度の案内や信用保証協会団体信用生命保険制度の案内等を年4回に分けて情報配信した。	ウ A																	
エ 中小企業者からの相談や意見・要望等に、的確、丁寧に対応するとともに、その内容をデータベース化して情報を共有化し、利便性の向上のために活用する。	エ データベース登録件数（苦情） <table><tr><th></th><th>件数(件)</th></tr><tr><td>平成21年度末</td><td>3</td></tr><tr><td>平成22年度末</td><td>4</td></tr><tr><td>平成23年度末</td><td>2</td></tr></table>		件数(件)	平成21年度末	3	平成22年度末	4	平成23年度末	2	エ A									
	件数(件)																		
平成21年度末	3																		
平成22年度末	4																		
平成23年度末	2																		
オ 保証審査の迅速化、効率化を図るため、保証審査時に関する書類の簡素化・見直し、地区別審査担当方式による保証審査システムの適正化・CRDスコアリングモデルなどを活用した5段階財務評価システムによる審査事務の統一化・標準化等に努める。	オ 平成22年10月から審査体制を金融機関別審査担当方式から中小企業者の所在地による地区別担当方式に変更し、利便性の向上を図った。 また、部内研修及び部内定例会議において審査マニュアルの周知、事例研修を行うことにより、保証審査の統一化を図った。 平成22年度は、企業訪問基準を定め、協会事務所内での面談を含めた面談・訪問企業数は、362件（前年度172件）となった。 また、平成21年10月から試行してきた簡易審査による保証承諾の実績は、1,173件となり、全体に占める構成割合は16.5%（前年度構成割合6.3%）となった。平成23年度の簡易審査による保証承諾の実績は1,376件となり、全体に占める構成割合は18.9%となった。	オ A																	
評価項目の自己評価																			
ア 保証要件や各種保証制度の詳細な内容等を、より適時・的確に提供するため、ホームページのリニューアルを実施した効果により、アクセス件数は増加し、中小企業者等の利便性の向上を図ることができた。																			
イ 毎年度作成の「信用保証制度のご案内」以外に、新たに創設した保証制度のメリットや内容・申込手続き等を分かりやすく説明したリーフレット等を作成し、金融機関、商工団体等を通じ配布することができた。																			
ウ 保証未利用の中小企業者に対してDMを発送したり、保証債務残高が減少している中小企業者にDMによる保証利用の案内文書の送付や訪問により、保証利用の推進を図ることができた。また、Eメール登録企業に対する情報配信を行い、的確な情報発信に努めた。																			
エ 中小企業者からの相談や意見・要望に対しては、当該部署において的確、丁寧な対応に努めるとともに、データベースに登録し、情報の共有化を図った。																			
オ 保証審査の迅速化、効率化を図るため、書類の簡素化・見直し、地区別審査担当方式への変更などを行い、中小企業者の利便性の向上を図ることができた。 また、簡易審査を導入し、保証審査の効率化を図ったことにより、平成21年度以降の1件あたりの平均内定処理日数については、平成21年度6.1日、平成22年度5.1日、平成23年度4.1日となり、早期処理に努めることができた。																			

評価項目	(5) 期中管理の充実・強化		総合判定																								
			A																								
取組方針																											
取組方針の項目	実施状況	達成度																									
ア 大口保証企業、特定社債保証企業、ベンチャー・創業関連保証企業や経営支援・再生支援企業については、大口保証企業等に係る保証後経営支援実施要領に基づき、決算書を毎期徴求することにより、経営計画の達成状況や財務状況を把握し、必要に応じ適切な措置を講ずる。	ア 大口保証企業等に係る保証後経営支援実施要領に基づき決算書を徴求し、決算内容をCRDに入力のうえ、必要と判断した企業に対し、面談や訪問を実施した。 (単位;件) <table><tr><th></th><th>決算書徴求企業</th><th>訪問・面談企業</th></tr><tr><td>平成21年度</td><td>229</td><td>15</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>230</td><td>16</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>276</td><td>80</td></tr></table>		決算書徴求企業	訪問・面談企業	平成21年度	229	15	平成22年度	230	16	平成23年度	276	80	ア A													
	決算書徴求企業	訪問・面談企業																									
平成21年度	229	15																									
平成22年度	230	16																									
平成23年度	276	80																									
イ 返済緩和の条件変更や長期保証への借換えを行い、月々の返済額の軽減を図る。	イ 平成22年4月に経営支援部を設置し、期中支援を積極的に行った。さらに平成23年4月に経営支援部に期中支援課を新設し、期中支援の充実・強化に努めた。 条件変更の実施状況 (単位;件,百万円) <table><tr><th></th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>平成21年度</td><td>1,786</td><td>22,798</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>2,270</td><td>28,027</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>2,167</td><td>28,638</td></tr></table>		件数	金額	平成21年度	1,786	22,798	平成22年度	2,270	28,027	平成23年度	2,167	28,638	イ A													
	件数	金額																									
平成21年度	1,786	22,798																									
平成22年度	2,270	28,027																									
平成23年度	2,167	28,638																									
ウ 再生支援が必要と思われる企業については、積極的な支援を行う。	ウ 県中小企業再生協議会と積極的に連携を図り、再生支援を推進した。 (県再生支援協議会との連携) 新規保証 (単位;件,百万円) <table><tr><th></th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>平成21年度</td><td>9</td><td>166</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>8</td><td>192</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>7</td><td>256</td></tr></table> 条件変更 (単位;件,百万円) <table><tr><th></th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>平成21年度</td><td>93</td><td>2,833</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>120</td><td>3,408</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>94</td><td>2,188</td></tr></table> また、再挑戦関連企業に対し1件、3百万円の保証承諾を行った。		件数	金額	平成21年度	9	166	平成22年度	8	192	平成23年度	7	256		件数	金額	平成21年度	93	2,833	平成22年度	120	3,408	平成23年度	94	2,188	ウ A	
	件数	金額																									
平成21年度	9	166																									
平成22年度	8	192																									
平成23年度	7	256																									
	件数	金額																									
平成21年度	93	2,833																									
平成22年度	120	3,408																									
平成23年度	94	2,188																									
エ 代位弁済が見込まれる企業に対しては、早期に代位弁済手続きに着手し、債権保全等適切な措置を講ずるとともに、代弁請求から履行までの経過記録簿を作成し、進捗管理の徹底を図り、適正かつ効率的な代位弁済履行に努める。	エ 代位弁済が見込まれる企業に対しては、期限の利益喪失や金融機関担保の確定等、金融機関と連携し、早期に代位弁済手続きに着手するよう努めた。 代位弁済請求後、必要に応じ金融機関と協議を行い、また経過記録簿を作成し進捗管理を行い、適正かつ効率的に代位弁済を履行するよう努めた。 また、金融機関に対し、代位弁済事務に関する勉強会を行い、代位弁済手続の効率化を図った。	エ A																									
評価項目の自己評価																											
ア 決算書を徴求した企業について、財務内容を精査・検討し、経営改善計画の進捗状況を確認した。計画未達先や財務内容の厳しい先については、必要に応じ、面談や企業訪問を実施し、実態把握に努めた。																											
イ 平成23年4月に経営支援部に期中支援課を設置したことにより、企業の早期実態把握が可能となり、より効率的な支援が図られた。																											
ウ 再生支援については、県中小企業再生支援協議会と積極的に連携を図り、主に条件変更による支援を推進することができた。																											
エ 代位弁済が見込まれる企業に対しては、早期に代位弁済手続きに着手するとともに、代弁請求から履行までの経過記録簿を作成し、進捗管理の徹底を図ったことにより、代位弁済受付から代位弁済までの平均処理日数は、平成21年度35.9日、平成22年度29.5日、平成23年度28.2日となり手続きの短縮化が図られた。																											

評価項目	(6) 求償権回収の合理化, 効率化	総合判定																			
		B																			
取組方針																					
取組方針の項目	実施状況	達成度																			
ア 新規求償権の現況把握に努め、適切な措置を講じることにより、早期回収の促進に努めるとともに、コンビニエンス求償権収納システムの活用等により定期入金者の利便性向上を図る。	ア 新規求償権については、債務者等の現況を把握し、回収方針を明確にするため、代位弁済後早期に返済交渉を行い回収に着手した。 債務者等の入金に係る利便性向上のため、平成 21 年 12 月からコンビニエンスストアを利用したコンビニエンス収納システムを導入した。 また、平成 22 年 10 月には分割返済管理システムを稼働させ、入金管理を徹底するとともに、自動督促機能を有効に活用し督促の強化に努めた。 コンビニエンス収納件数の実績 (単位;件) <table><tr><td>平成 21 年度</td><td>158</td></tr><tr><td>平成 22 年度</td><td>1,403</td></tr><tr><td>平成 23 年度</td><td>2,256</td></tr></table>	平成 21 年度	158	平成 22 年度	1,403	平成 23 年度	2,256	ア A													
平成 21 年度	158																				
平成 22 年度	1,403																				
平成 23 年度	2,256																				
イ 訪問督促、訪問や電話による夜間督促、鹿児島市内を重点とした督促等を計画的に実施し、定期回収、不定期回収の増加に努める。	イ 年度計画により訪問督促計画を立て計画通り実施した。また、平成 23 年度より休日訪問督促を開始するとともに、夜間督促の実施回数を増やし督促を強化した。 平成 23 年度休日督促の実績 (単位;人,%) <table><tr><td>訪問数</td><td>面談数</td><td>面談率</td></tr><tr><td>396</td><td>132</td><td>33.3</td></tr></table>	訪問数	面談数	面談率	396	132	33.3	イ A													
訪問数	面談数	面談率																			
396	132	33.3																			
ウ 担保物件の処分促進に努める。	ウ 保証月報やホームページに競売物件情報を掲載するとともに、平成 23 年度からは専任担当者を配置し、金融機関や不動産業者、近隣居住者等へ情報提供を行い、物件処分の促進に努めた。 (1) 平成 23 年度専任担当者の実績 (単位;件) <table><tr><td rowspan="2">訪問数</td><td colspan="4">訪問先</td></tr><tr><td>債務者等</td><td>金融機関</td><td>不動産業者</td><td>実調等</td></tr><tr><td>227</td><td>48</td><td>50</td><td>50</td><td>158</td></tr></table> (2) 回収実績 (単位;件,千円) <table><tr><td>処分件数</td><td>9</td><td>回収金額</td><td>28,985</td></tr></table>	訪問数	訪問先				債務者等	金融機関	不動産業者	実調等	227	48	50	50	158	処分件数	9	回収金額	28,985	ウ A	
訪問数	訪問先																				
	債務者等	金融機関	不動産業者	実調等																	
227	48	50	50	158																	
処分件数	9	回収金額	28,985																		
エ 保証協会債権回収(株)の活用により、無担保求償権や県外転出者の求償権回収の促進を図る。	エ 保証協会債権回収(株)の近畿圏営業所が平成 21 年 4 月に開設し、営業所相互間の委託が平成 21 年 10 月にスタートしたことから、県外転出者の回収業務委託を積極的に行い、督促の効率化が図られた。 また、平成 23 年度から、定期回収の督促強化を図るため、電話督促専任担当者を配置するなど入金管理の徹底に努めた。 求償権の委託状況 (単位;件,百万円) <table><tr><td></td><td>件数</td><td>金額</td></tr><tr><td>平成 21 年度末</td><td>1,914</td><td>8,227</td></tr><tr><td>平成 22 年度末</td><td>2,196</td><td>9,186</td></tr><tr><td>平成 23 年度末</td><td>989</td><td>4,068</td></tr></table>		件数	金額	平成 21 年度末	1,914	8,227	平成 22 年度末	2,196	9,186	平成 23 年度末	989	4,068	エ B							
	件数	金額																			
平成 21 年度末	1,914	8,227																			
平成 22 年度末	2,196	9,186																			
平成 23 年度末	989	4,068																			

オ 計画的に管理事務停止及び求償権整理を行う。	オ 回収が見込まれる求償権への集中的な取り組みと管理事務の効率化を図るため、破産等により回収が困難又は不能な求償権について、計画的に管理事務停止及び求償権整理を行った。また、平成 23 年度より、専任担当者を配置し、各手続きの推進を図った。 (1) 管理事務停止の実績 (単位:件,百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 21 年度</td><td>203</td><td>1,401</td></tr> <tr> <td>平成 22 年度</td><td>378</td><td>2,210</td></tr> <tr> <td>平成 23 年度</td><td>542</td><td>3,415</td></tr> </tbody> </table> (2) 求償権整理の実績 (単位:件,百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 21 年度</td><td>34</td><td>370</td></tr> <tr> <td>平成 22 年度</td><td>307</td><td>1,067</td></tr> <tr> <td>平成 23 年度</td><td>107</td><td>458</td></tr> </tbody> </table>		件数	金額	平成 21 年度	203	1,401	平成 22 年度	378	2,210	平成 23 年度	542	3,415		件数	金額	平成 21 年度	34	370	平成 22 年度	307	1,067	平成 23 年度	107	458	オ A
	件数	金額																								
平成 21 年度	203	1,401																								
平成 22 年度	378	2,210																								
平成 23 年度	542	3,415																								
	件数	金額																								
平成 21 年度	34	370																								
平成 22 年度	307	1,067																								
平成 23 年度	107	458																								
評価項目の自己評価																										
ア 新規求償権については、代位弁済後早期に面談を行い、担当者と課長が協議のうえ回収方針を決定し、返済について誠意のない債務者等については、法的手続きによる請求を行うなど早期回収の促進に努めた。コンビニエンス収納システム導入の結果、コンビニエンスストアを利用した返済は順調に増加し、債務者等の利便性の向上が図られた。 イ 訪問督促については各年度計画通りに実施した。また、平成 23 年度からは新たに休日訪問督促を行い、債務者等との折衝機会の拡大に努め督促の強化が図られた。 ウ 全体の回収に占める不動産処分の割合は約 6 割を占めるが、有担保求償権の割合は年々低下しているため、回収額向上のためには不動産処分を促進する必要がある。そのため、平成 23 年度からは不動産処分に係る専任担当者を配置し、処分促進に努めたところ、これまで競売等で売却できなかった物件について、任意売買が成立するなど効果が見られた。 エ 保証協会債権回収(株)の全国ネットワークを生かし、県外転出者に対する督促を効率的に行った。平成 23 年度より保証協会債権回収(株)への委託基準を見直し、定期回収先を主体に委託することとし、電話督促専任担当者を配置するなど、専門的かつ効率的な回収体制となった。 オ 従来、管理事務停止及び求償権整理は、回収担当者が回収業務の傍ら行っていたが、平成 23 年度より専任担当者を配置したことにより、集中的かつ効率的に実施することができ、各手続きの推進が図られた。 しかしながら、債務者や連帯保証人の法的整理の増加、有担保保証の減少及び第三者保証人の原則不徴求等により、回収は減少した。よって、総合判定はBとした。																										

評価項目	(7) リスク考慮型保証料率体系及び金融機関との適切な責任共有制度の円滑な実施	総合判定
		B
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
リスク考慮型保証料率体系の運用については、今後も財務データの入力チェック体制の強化及び保証料率再計算検証システムによる検証を実施し、その正確性の確保に努める。 また、金融機関との適切な責任共有制度については、負担金計算の基礎データとなる金融機関別の保証債務残高や代位弁済額及び移転担保処分による回収額の集計結果を定期的に出力、点検し、正確なデータ提供に努める。	保証料率等再計算検証システムによる検証については、保証料率等再計算・検証事務マニュアルに基づき、毎年4回(6月、9月、12月、3月)実施した。 また、裏書譲渡手形等に係る入力データの検証については、平成21年度は、4月～8月、11月、2月の計7回、平成22年度以降は毎年4回(5月、8月、11月、2月)実施した。 責任共有制度に係る負担金計算の基礎データについては、保証協会システムセンター(株)が作成し、送付されたデータの点検・保管を行った。 また、平成21年6月、負担金を試算できるシステムを構築した。	B
評価項目の自己評価		
保証料等の計算については、部内研修等で徹底を図った。なお、保証料違算については、平成21年度に2件、平成23年度に1件発生し、部内研修等で職員への周知を図り、再発防止に努めた。 財務データの入力チェックについては、スタッフ、審査担当者による二重チェックを行い、正確性の確保に努めた。 責任共有制度に関し、金融機関へ送付したデータの誤りはなく、正確なデータ提供ができた。 また、負担金を試算できるシステムを構築したことから、予め受領見込み額が把握できるようになった。		

評価項目	(8) 信用保証制度の多様化・高度化等に対応した 組織体制の確立及び職員の資質向上	総合判定
		A
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
ア 保証部に専ら保証審査事務を担当する審査担当次長を置き、2名次長体制とし、総括次長が保証業務に係る企画立案事務に注力できる体制とする。	ア 平成 21 年 4 月 1 日、保証業務に係る企画立案機能の強化と保証事務の効率化・迅速化を図るため、2 名次長制とした。	ア A
イ 保証審査体制を金融機関別審査担当方式から地区別審査担当方式に移行する。	イ 平成 22 年 10 月から審査体制を金融機関別審査担当方式から中小企業者の所在地による地区別担当方式に変更し、利便性の向上を図った。	イ A
ウ 流動資産担保融資保証や特定社債保証、ベンチャー関連保証など高度な知識やノウハウを必要とする保証制度については、あらかじめ指定した職員が専ら審査を担当する体制とする。	ウ 平成 21 年度に、保証部の各グループ 2 名の職員を審査担当者として指定し、専ら審査する体制とした。	ウ A
エ 信用保証制度の多様化・高度化、代位弁済の増大、求償権回収環境の悪化等に対応し、組織体制の職員配置の適時適切な見直しなどを行い、簡素で効率的な組織体制の構築や職員の適正配置等に努める。	エ 平成 21 年度は、保証審査体制を上記イのとおり変更し審査担当者 2 名の増員を行い、1 グループ 4 名体制とした。 平成 22 年度は、経営再生支援室を改組し、新たに経営支援部を創設するとともに、同部に 5 名の専任職員を配置し、経営・再生支援の充実・強化を図った。 さらに、保証協会債権回収（株）への出向職員を 1 名増員し、無担保求償権の効率的な回収を図った。 平成 23 年度は、経営支援部に期中支援課を新設し、保証部が担当していた期中管理業務を、同部に移管した。 また、回収担当者を 3 名増員し、回収困難な求償権や不動産処分が進まない求償権については、専任担当者を配置した。 さらに、保証協会債権回収（株）については、委託基準を見直し、定期回収先を主体に委託するように改め、電話督促専任担当者を配置するなど、入金管理の徹底に努めた。	エ A
オ 各種職員研修制度の活用のほか、公認会計士、中小企業診断士、情報処理技術者等の国家資格の取得を奨励する資格取得奨励表彰制度の活用などにより、保証審査に係る目利き能力や電算処理に係る処理能力の向上を図る。	オ 各種研修会への参加については、年度当初に研修計画を作成し、積極的に参加させた。 また、資格取得を奨励し、職員の資質向上を図るため平成 23 年度に国家資格及び国家試験に限定していた資格取得奨励表彰制度の表彰対象に、協会業務の推進に密接な関係を有する連合会主催の信用調査検定を追加するなど、より多くの職員がチャレンジできるようにするとともに、特別昇給制度等を導入するなど、同表彰制度を改正した。	オ A
評価項目の自己評価		
ア 組織体制の見直しにより、総括次長が保証業務に係る企画立案事務に注力できる体制が整い、機能強化と保証事務の効率化・迅速化が図られた。		
イ グループ制に変更したことにより、同一グループで継続して保証審査を担当することとなり、事業内容等の把握が迅速かつ確にできるようになった。 また、グループ内の職員で代替作業が可能となり、事務の効率化が図れた。		
ウ グループ内での役割分担が明確化し、審査処理の適正化・効率化が図れた。		
エ 国が講じた中小企業金融円滑化法の施行及び緊急保証制度等に積極的に取り組むために、適時・的確な組織の見直しを行い、効率的かつ簡素な組織の実現を図った。		
オ 職員の資質向上については、各種研修に延べ 76 名の職員（平成 21 年度 20 名、平成 22 年度 26 名、平成 23 年度 30 名）が参加し、また、国家資格等については、平成 21 年度から 3 年間で 3 名が取得又は合格した。 さらに、連合会が実施する信用調査検定については、年度初めに全職員に受験を促した結果、延べ 25 名が受験（うち合格者 22 名）するなど、職員の資質向上に大きく寄与した。		

評価項目	(9) コンプライアンス態勢の充実・強化		総合判定
			A
取組方針			
取組方針の項目	実施状況	達成度	
ア コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、具体的な取組、実施時期、主管部署等を定める年度コンプライアンス・プログラムを策定し、積極的に推進する。	ア コンプライアンス・プログラムは、コンプライアンス委員会で審議のうえ、常勤役員会の承認を受け毎年策定した。同プログラムに沿って、研修会等を実施し、積極的な推進を行った。	ア A	
イ 信用保証協会に関わる法令や業務に係る諸規程等の理解と遵守についての認識を高めるため、コンプライアンス・プログラムに基づき、各種研修会を実施する。	イ コンプライアンス・プログラムに基づき、全体研修及び個別研修を実施し、コンプライアンス関係規程の理解と遵守についての認識を深めた。	イ A	
ウ 定款、業務方法書、諸規程等の制定、改廃に当たっては、法制的視点に基づくチェック機能を強化するとともに、必要に応じ、弁護士等による法的検証を行う。	ウ 平成19年4月から企画調整課において法制的視点に基づくチェックを行うとともに、必要に応じて、顧問弁護士によるリーガルチェックを行うこととし、チェック機能の強化を図った。	ウ A	
エ 事務ミス等の事例について、データベース化による情報の共有化を図ることにより、事務処理の正確性の向上に努める。	エ 事務ミス等の事例（書類不備、入力ミス等）のデータベース化を活用し、情報の共有化を図り、正確な業務運営に努めた。	エ A	
オ 「反社会的勢力との対応マニュアル」に基づき、コンプライアンス委員会において認定した反社会的勢力をデータベース化し、有事における対応体制の強化を図る。	オ 毎月開催するコンプライアンス委員会において認定した反社会的勢力をデータベース化し、有時における対応体制の強化を図った。	オ A	
評価項目の自己評価			
ア コンプライアンス・マニュアルの規定に基づき策定した、コンプライアンス・プログラムに沿って全体研修及び個別研修を実施し、同プログラムの着実な推進に努めた。			
イ コンプライアンス・プログラムに基づき実施した全体研修及び個別研修により、役職員のコンプライアンスに対する認識を深め、法令遵守の周知徹底が図られた。			
ウ 必要に応じ顧問弁護士によるリーガルチェックを行うなど、チェック機能の強化を図った。			
エ 事務ミス事例等の情報の共有化を図るなど、コンプライアンス態勢の充実・強化が図られた。			
オ 反社会的勢力の対応については、データベース化を実施し、有事における対応体制の強化が図られた。			

評価項目	(1 0) 的確かつ効率的な内部監査の実施		総合判定
			A
取組方針			
取組方針の項目	実施状況	達成度	
内部監査計画の適時適切な見直し、無通告監査の活用、国等の検査による指摘事項に係る監査項目の追加・見直し、監事監査との緊密な連携などにより、的確かつ効率的な内部監査を実施する。	各年度の内部監査計画策定にあたっては、外部検査の指摘事項や、新たに経営計画に盛り込まれた事業などを監査項目に追加し、計画どおり、毎月内部監査を実施した。 また、無通告監査も毎年度各 2 回実施した。 更に、毎年度、監事監査と合同で決算監査を行った。	A	
評価項目の自己評価			
従来の監査項目に加え、外部検査の指摘事項や経営計画の新規事業を監査項目に追加し、定期的に管理態勢や進捗状況等を監査することにより、監査機能の充実・強化が図られた。 また、無通告監査の実施や監事監査との連携により、的確かつ効率的な内部監査が実施できた。			

【Ⅲ 中期事業計画の事業計画に係る評価】

(単位：百万円，%)

項 目		前年度 実績 A	当該年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
			計画 B	実績 C				
保証承諾	21年度	119,009	90,000	93,324	78.4	103.7	A	平成21年度は、緊急保証制度の影響により、計画額を33億円上回った。 平成22年度は、緊急保証制度が平成23年3月末で終了することもあり、上期は低調であったが、下期は計画額を上回ったため、計画額を25億円余り上回った。 平成23年度は、県内の厳しい経済状況や緊急保証の終了による一服感等により計画を下回ったもので、対前年度実績比は全国、九州各県と比べて落ち込みが少ないこと等を勘案し、達成度はBとした。
	22年度	93,324	85,000	87,455	93.7	102.9	A	
	23年度	87,455	80,000	74,240	84.9	92.8	B	
保証債務残高	21年度	188,053	196,000	205,692	109.4	104.9	A	平成21年度は、保証期間の比較的長い緊急保証制度の利用が増加したこと、保証債務残高は計画額を上回り、前年度と比較し、176億円の増加となった。 平成22年度は、引き続き緊急保証制度の利用もあり、計画を上回る保証債務残高となった。 平成23年度は、保証承諾は計画を下回ったが、金融円滑化法に基づく返済緩和の実施等により、計画に対し、176億円上回った。
	22年度	205,692	193,000	203,875	99.1	105.6	A	
	23年度	203,875	182,000	199,598	97.9	109.7	A	
代位弁済	21年度	4,956	6,200	4,405	88.9	71.0	A	国の緊急保証による資金繰り支援や金融円滑化法に基づく返済緩和の実施等により、県内中小企業の倒産は減少傾向で推移し、中小企業金融対策の効果が発揮された。そのため代位弁済額についても計画額を下回り、実績も毎年度減少して推移する結果となった。
	22年度	4,405	6,270	4,275	97.0	68.2	A	
	23年度	4,275	5,980	3,940	92.2	65.9	A	
実際回収	21年度	1,108	1,050	1,366	123.3	130.1	A	平成21年度から23年度の回収については、定期回収は微減であるが、不定期回収が大きく減少している。 不定期回収の約75%を不動産処分による回収が占めるが、代位弁済に占める有担保求償権の割合が年々減少していることから、不動産処分に係る回収は減少傾向にある。 平成21年度及び22年度は計画を上回る回収を計上したが、23年度は不動産処分による回収が21年度に比べ289百万円、22年度に比べ129百万円減少したことなどから、計画及び前年度を下回る実績となった。 平成23年度は、法的整理の増加、有担保保証の減少及び第三者保証人の原則不徴求等により計画を下回ったものの、求償権回収率は九州で3位、全国10位であること等を勘案し、達成度はBとした。
	22年度	1,366	1,100	1,119	81.9	101.7	A	
	23年度	1,119	1,170	956	85.5	81.7	B	

【IV 自己評価に対する外部評価委員会の意見・助言】

第2次中期事業計画（平成21年度～平成23年度）の実施状況等に関する本協会の自己評価について、平成24年7月18日、「外部評価委員会」に意見・助言を求めたところ、同年7月31日、同委員会の宮廻甫允委員長から本協会会長に対して、次のとおり、「第2次中期事業計画の自己評価に係る意見等について」の報告があった。

第2次中期事業計画の自己評価に係る意見等について

第2次中期事業計画（平成21年度～平成23年度）の事業内容については、保証承諾が平成21年度、平成22年度は緊急保証制度の影響により、計画額を上回る実績となったが、平成23年度は景気低迷や緊急保証による一服感等により計画を下回った。

保証債務残高は、保証期間の比較的長い緊急保証制度の利用が増加したことから、3か年度とも計画を上回る実績となった。

代位弁済は、国の緊急保証による資金繰り支援や中小企業金融円滑化法の実施等により、企業の倒産は減少傾向で推移し、3か年度とも計画を下回る実績となった。

実際回収は、平成21年度、平成22年度はともに計画を上回り、平成23年度は、法的整理の増加、有担保保証の減少及び第三者保証人原則不徴求等により計画を下回ったものの、求償権回収率は九州3位、全国10位の実績であった。

保証協会は各種保証制度を中心に、中小企業者の資金繰り安定のため、積極的に支援し、大きな貢献を果たしてきたものと考えるが、県内中小企業者の経営環境は一段と厳しさを増し、中小企業金融円滑化法終了後は、代位弁済の増加が懸念されるところである。

そのような中で、企業の経営支援・再生支援及び期中管理の充実・強化を図るため、経営支援部を創設し、また、期中支援課の新設を行い、限られた職員の中から同部署へ専任担当者を配置したことは、企業の経営相談や経営指導に努めることの重要性の認識がなされているとともに、このような組織対応が一層の期中管理業務の向上、代位弁済の抑制に繋がるものと期待する。

各評価項目に関し、達成度の低い項目に関しては、さらにより一歩踏み込んだ分析・評価によって計画未達の要因をより具体的に明確にしたうえで、的確に対処し、次への計画に活かしていくとともに、年度計画途中でも修正、改善していくことが組織の成長に繋がると考える。

協会を巡る環境はますます厳しさを増すものと考えるが、中小企業の振興と地域経済の発展のため、健全な財務内容を維持し、さらなる経営努力をお願いしたい。

（参考）外部評価委員会委員

委員長	宮廻 甫允	鹿児島大学名誉教授
委員	田畑 恒春	公認会計士
委員	野田 健太郎	弁護士

外部評価委員会運営規程

(総 則)

第1条 この規程は、鹿児島県信用保証協会（以下「協会」という。）に設置する外部評価委員会（以下「委員会」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、協会の運営規律の強化や透明性の向上を図るため、協会の業務実績等について、客観的な評価を行うことを目的とする。

(委員会及び委員)

第3条 委員会は、弁護士、公認会計士等の学識経験を有する者のうちから、協会の会長（以下「会長」という。）が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって、組織する。

2 委員は3人以上とし、委員会には委員が互選する委員長を置く。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任は妨げない。

(召 集)

第5条 委員会は、会長の要請に基づき、委員長が召集する。ただし、委員長が選ばれるまでは、会長が召集する。

2 委員会の召集は、書面で日時及び場所を示し通知して行う。

3 委員会は、半数以上が出席しなければ開催することはできない。

(審議事項等)

第6条 委員会は、第2条の目的を達成するため、協会が自ら行った中期事業計画及び年度経営計画に係る業務実績並びにコンプライアンス体制及び運営状況について、その評価の評価項目、評価方法及び評価内容等を審議し、意見を付して会長に報告する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、協会の業務実績評価に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報酬等)

第8条 会長は、委員に対し、別に定めるところにより、報酬及び審議に要した費用を支給することができる。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、協会の総務部企画調整課において行う。

附 則

この規程は、平成18年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 6月18日から施行する。

中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領

(総 則)

第1条 この要領は、鹿児島県信用保証協会（以下「協会」という。）の中期事業計画及び年度経営計画（以下「計画等」という。）に係る自己評価の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(自己評価の提出)

第2条 企画調整課長は、計画等の期間終了後1月以内に、各部長及び調査室長から当該部署に関する計画等の評価項目に係る自己評価（案）を、中期事業計画の各評価項目に係る自己評価（別記第1号様式）、中期事業計画の事業計画に係る自己評価（別記第2号様式）、年度経営計画の各部門別評価項目に係る自己評価（別記第3号様式）及び年度経営計画の事業計画に係る自己評価（別記第4号様式）により、提出させるものとする。

2 企画調整課長は、前項において提出された計画等自己評価（案）を取りまとめのうえ、第3条に規定する「計画等自己評価委員会」（以下「委員会」という。）の委員長に速やかに提出するものとする。

3 年度経営計画に係る自己評価は、前2項によるほか、各年度の上半期終了後、当該上半期に係る自己評価を前2項に準じて処理するものとする。

(委員会の設置)

第3条 前条第2項及び第3項の規定に基づき提出された計画等自己評価（案）を協議、検討するため、協会に委員会を設置する。

2 委員会の委員は、総務部長、保証部長、経営支援部長、管理部長、総務部次長、保証部次長（審査担当）、経営支援部次長（経営支援・期中支援担当）及び管理部次長をもって構成し、委員長には総務部長を充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

5 委員長は、前条第2項及び第3項の規定に基づき受理した計画等自己評価（案）を、受領後3週間以内に協議、検討し、別に定める「計画等自己評価（案）に係る達成度判定基準」に基づき達成度の判定を行ったうえ、常勤役員会に計画等自己評価（案）を提出するものとする。

(常勤役員会)

第4条 常勤役員会は、前条第5項の規定に基づき提出された計画等自己評価（案）について協議、検討し、計画等自己評価（案）を取りまとめるものとする。

2 会長は、前項の計画等自己評価（案）を決裁のうえ、計画等の期間終了後4月以内に、外部評価委員会の意見・助言等を求めることとする。

ただし、第2条第3項に規定する各年度の上半期に係る年度経営計画の自己評価については、この限りでない。

(外部評価委員会)

第5条 外部評価委員会は、「外部評価委員会運営規程」（平成18年12月1日制定）第6条の規定に基づき、計画等に係る業務実績評価の評価項目、評価方法及び評価内容等を審議し、意見を付して会長に報告するものとする。

(庶 務)

第6条 自己評価の実施に係る庶務は、総務部企画調整課において行う。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月31日から施行し、平成19年10月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

計画等自己評価〈案〉に係る達成度判定基準

中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領（以下「自己評価実施要領」という。）第3条第5項の規定に基づき、計画等自己評価（案）に係る達成度判定基準を次のとおり定める。

1 達成度の評点者

計画等自己評価（案）の評点者（以下「評点者」という。）は、自己評価実施要領第3条第2項の規定で定める計画等自己評価委員会（以下「委員会」という。）の委員とする。

2 達成度の評価方法

（1）中期事業計画に係る評価

ア 取組方針に係る評価

取組方針に係る評価項目の評価については、「取組方針の項目」別に（ア）の方法により評価したうえで、（イ）により総合判定を行う。

（ア）取組方針の項目の評価

a 評点者は、各項目について100点満点で評価する。

b 評価の要素は次のとおりとし、各20点満点で評価する。

（a）計画性

（b）積極性

（c）貢献性

（d）創意・工夫性

（e）効率性（経費削減）

c 上記bに基づき評点者が評価した全評点者平均評点（小数点以下は切捨）を算出し、その平均評点により次のとおり3段階で総合判定を行うこととする。

（a）平均点80点以上100点以下の場合・・・A（高い）

（b）平均点60点以上80点未満の場合・・・B（普通）

（c）平均点60点未満の場合・・・・・・・・・・C（低い）

（イ）評価項目の総合判定

上記（ア）の「取組方針の項目」の評価を踏まえ、評価者全員で協議して、A～Cの総合判定を行う。ただし、平均点40点未満の場合は注記する。

イ 事業計画に係る評価

事業計画に係る評価項目に関する達成度の評価基準は、次表のとおりとする。

ただし、計画策定後の本協会を取り巻く、社会・経済情勢の変化等により、評価基準により難しい場合は、評価者全員で協議して判定を行う。

（ア）保証承諾

（イ）保証債務残高

（ウ）実際回収

（エ）代位弁済

計 画 比		達成度の評価基準	
		評価項目（ア）～（ウ）の判定	評価項目（エ）の判定
①	100%以上	A（高い）	D（低い）
②	95%以上100%未満	B（普通）	C（やや低い）
③	90%以上95%未満	C（やや低い）	B（普通）
④	90%未満	D（低い）	A（高い）

(2) 年度経営計画に係る評価

ア 重点課題解消に係る評価

重点課題解消に係る評価項目の評価については、前号アの規定を準用する。この場合において、準用する前号アに規定する「取組方針の項目」は、「方策の項目」に読み替える。

イ 事業計画に係る評価

事業計画に係る評価項目に関する達成度の評価基準については、前号イに定める表を準用する。この場合において、「評価項目（ア）～（ウ）の判定」は「評価項目（ア）～（カ）の判定」に、「評価項目（エ）の判定」は「評価項目（キ）及び（ク）の判定」に読み替える。

- （ア） 保証承諾
- （イ） 保証債務残高
- （ウ） 保証債務平均残高
- （エ） 実際回収
- （オ） 経常収支差額
- （カ） 当期収支差額
- （キ） 代位弁済
- （ク） 求償権残高

ウ その他の評価

収支計画に係る評価（経常収支差額及び当期収支差額を除く。）、財務計画に係る評価及び経営諸比率に係る評価については、A～Dによる達成度の判定は行わないものとし、必要な項目について、実績評価のコメントを記するものとする。

3 その他

この基準に定めのない事項は、委員会で定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年12月 5日から施行し、平成19年度から適用する。

附 則

この基準は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年 6月 1日から施行し、平成23年 4月 1日から適用する。

附 則

この基準は、平成23年10月 3日から施行する。

保証承諾額上位店舗(平成24年7月)

1 金融機関営業店別 (単位:千円)

順位	金融機関名	本支店名	保証承諾額	順位	金融機関名	本支店名	保証承諾額
1	三井住友銀行	鹿児島支店	310,000	26	鹿児島銀行	国分支店	80,500
2	鹿児島銀行	中央支店	273,000	27	宮崎太陽銀行	南鹿児島支店	79,500
3	商工組合中央金庫	鹿児島支店	249,700	28	鹿児島信用金庫	伊敷支店	77,600
4	鹿児島銀行	卸本町支店	175,000	29	鹿児島相互信用金庫	加世田支店	77,500
5	鹿児島相互信用金庫	本店	158,400	30	鹿児島銀行	谷山港支店	76,000
6	南日本銀行	本店	152,700	31	南日本銀行	鹿屋支店	74,100
7	鹿児島信用金庫	始良支店	138,000	32	宮崎銀行	鹿児島営業部	72,000
8	南日本銀行	荒田支店	123,000	33	鹿児島信用金庫	本店	71,400
9	南日本銀行	中央支店	118,000	34	鹿児島銀行	出水中央支店	70,700
10	鹿児島信用金庫	城西支店	115,000	35	鹿児島信用金庫	坂之上支店	68,600
11	南日本銀行	伊敷支店	110,000	36	鹿児島銀行	垂水支店	68,000
12	鹿児島信用金庫	郡元支店	100,500	37	南日本銀行	指宿支店	67,100
13	鹿児島相互信用金庫	新栄支店	95,000	38	南日本銀行	喜入支店	67,000
13	鹿児島相互信用金庫	串木野支店	95,000	39	鹿児島銀行	本店	66,000
13	鹿児島相互信用金庫	高山支店	95,000	40	鹿児島相互信用金庫	谷山港支店	65,000
16	南日本銀行	始良支店	93,800	41	鹿児島相互信用金庫	垂水支店	63,000
17	鹿児島銀行	中種子支店	92,000	42	南日本銀行	紫原支店	62,000
17	南日本銀行	大島支店	92,000	43	西日本シティ銀行	鹿児島支店	60,000
19	鹿児島信用金庫	国分支店	91,150	44	鹿児島相互信用金庫	中種子支店	59,500
20	鹿児島銀行	川内支店	91,000	45	鹿児島銀行	鴨池支店	59,400
21	三菱東京UFJ銀行	福岡支店	90,000	46	熊本ファミリー銀行	鹿児島支店	58,000
21	鹿児島銀行	横川支店	90,000	47	南日本銀行	末吉支店	56,000
23	鹿児島興業信用組合	本店	86,100	48	鹿児島興業信用組合	高山支店	55,500
24	南日本銀行	川内支店	85,000	49	鹿児島銀行	高見馬場支店	54,000
25	南日本銀行	鴨池支店	81,000	50	鹿児島信用金庫	谷山支店	52,800

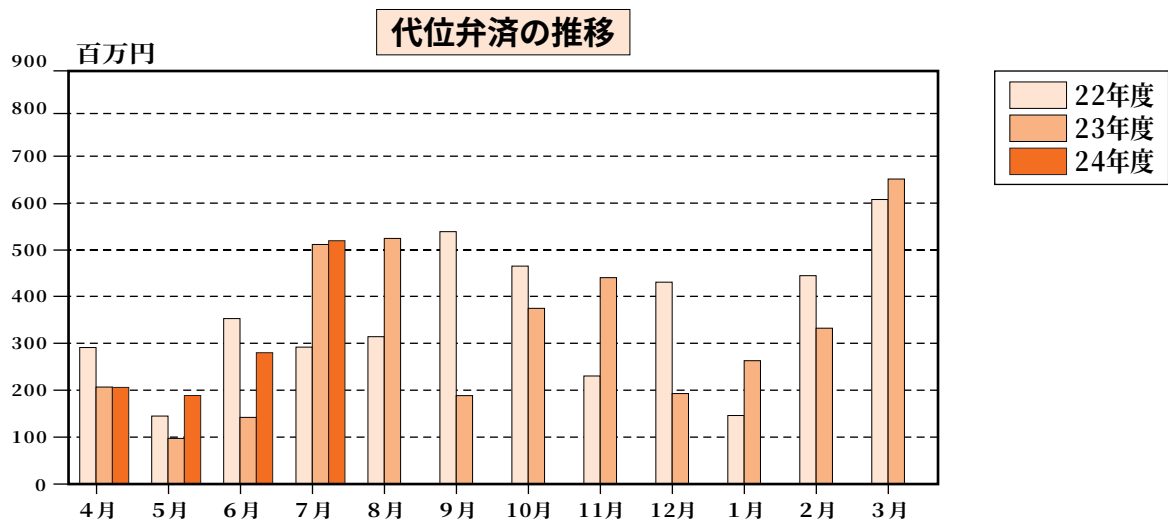
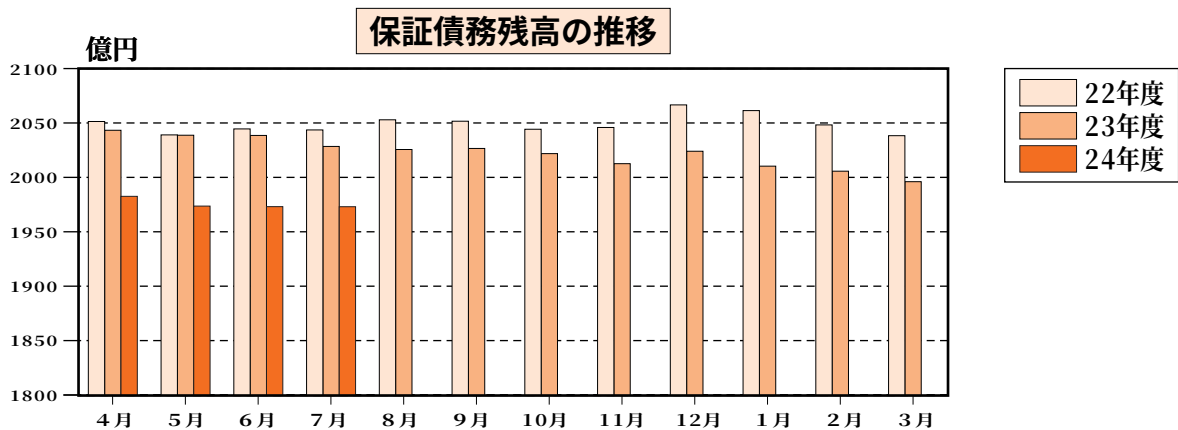
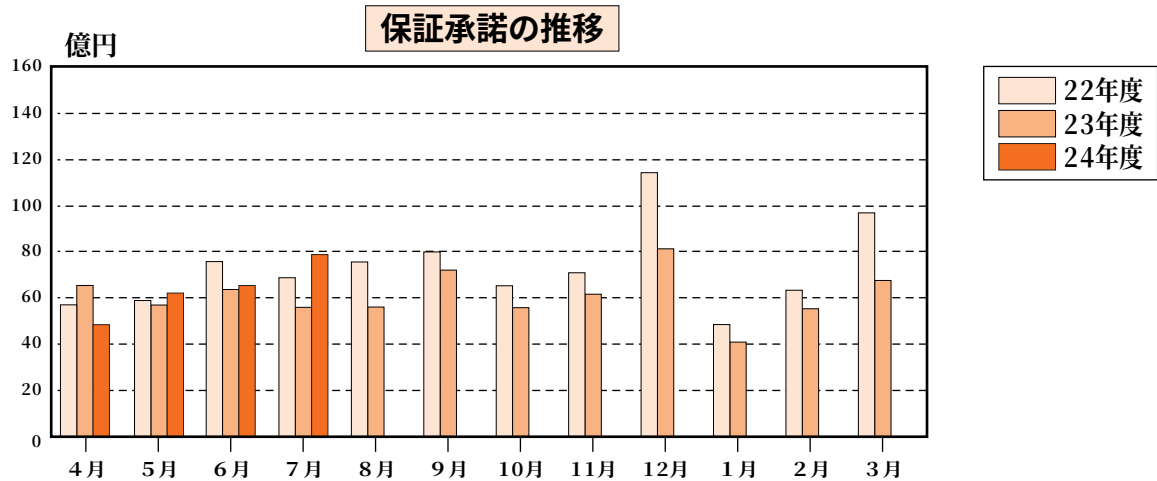
2 商工団体支所別<鹿児島県制度分> (単位:千円)

順位	商工団体名	保証承諾額	順位	商工団体名	保証承諾額
1	肝付町商工会高山本所	145,000	14	霧島市商工会溝辺支所	35,200
2	かごしま市商工会谷山本所	136,300	15	始良町商工会	35,000
3	垂水市商工会	83,000	16	南さつま市商工会笠沙支所	29,000
4	川内商工会議所	75,700	17	かごしま市商工会吉田支所	27,000
5	伊佐市商工会菱刈支所	71,000	18	鹿児島商工会議所	23,200
6	出水商工会議所	62,700	19	伊佐市商工会大口本所	23,000
7	霧島商工会議所	61,000	20	菜の花商工会山川本所	20,000
8	霧島市商工会隼人本所	60,000	20	南九州市商工会川辺本所	20,000
9	中種子町商工会	58,000	20	さつま町商工会宮之城本所	20,000
10	かごしま市商工会喜入支所	50,000	20	霧島市商工会横川支所	20,000
11	いちき串木野商工会議所	49,000	20	湧水町商工会栗野本所	20,000
11	志布志市商工会志布志本所	49,000	20	霧島市商工会福山支所	20,000
13	阿久根商工会議所	44,000	20	東串良町商工会	20,000
			20	吾平町商工会	20,000

今月の保証状況（平成24年7月）

（単位：件・千円・％）

	当 月 中			当 月 末		
	件 数	金 額	前年比	件 数	金 額	前年比
保 証 承 諾	637	7,902,253	139.5	2,266	25,799,395	105.1
保証債務残高	—	—	—	23,605	197,357,701	97.3
代 位 弁 済	60	521,800	101.7	153	1,199,631	124.7



統計資料

平成24年7月分

1 事業概況

(単位：件・千円・%)

当 月 中				項 目			当 月 末			
件 数	金 額	前 年 比					件 数	金 額	前 年 比	
		件 数	金 額						件 数	金 額
—	—	—	—	申 込	期 首 繰 越	98	1,259,975	37.5	25.9	
665	8,131,473	100.8	116.5		本 年 度 中	2,463	29,501,845	99.9	114.0	
0	0	—	—	拒 絶		0	0	—	—	
40	338,100	108.1	82.8	申 込 取 消		152	1,802,355	85.9	96.4	
85	325,950	128.8	92.0	査 定 減 額		341	1,367,330	82.2	64.5	
—	—	—	—	調 査 中		143	1,792,740	91.7	81.1	
—	—	—	—	承 諾	期 首 繰 越	24,065	202,736,126	100.8	97.3	
637	7,902,253	108.3	139.5		本 年 度 中	2,266	25,799,395	94.7	105.1	
7	149,000	77.8	194.1	保 証 後 取 消		25	358,350	67.6	69.5	
566	6,354,079	102.9	104.7	償 還		2,256	25,607,715	98.9	99.8	
60	516,846	166.7	101.2	代位弁済(元金)		153	1,188,812	139.1	124.3	
—	—	—	—	貸付報告未着		292	4,022,943	109.8	139.9	
—	—	—	—	保証債務残高		23,605	197,357,701	100.1	97.3	
—	—	—	—	代 位 弁 済	期 首 繰 越	199	1,173,209	48.0	70.4	
60	516,846	166.7	101.2		本 年 度 中	元 金	153	1,188,812	139.1	124.3
—	4,954	—	182.8			利 息	—	10,819	—	187.7
60	521,800	166.7	101.7			計	153	1,199,631	139.1	124.7
1	4,682	100.0	87.7	回 収		4	46,058	80.0	168.3	
0	0	—	—	償 却		0	0	—	—	
—	—	—	—	求 償 権 残 高		348	2,326,783	66.9	89.5	

2 保 証 状 況 (平成24年7月分)

金融機関別保証状況

(単位：件・千円・%)

金融機関	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済				
	当 月 中			当月末(24/4～24/7)			当 月 末				当月末(24/4～24/7)				
	件数	金 額	前年比	件数	金 額(A)	前年比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額(B)	前年比	構成比	B/A
鹿児島銀行	150	1,872,800	128.3	484	5,401,050	105.3	6,493	57,819,406	91.7	29.3	38	346,289	105.7	28.9	5.9
宮崎銀行	4	80,600	567.6	15	255,900	154.5	218	3,096,138	90.0	1.6	0	0	—	0.0	—
肥後銀行	0	0	—	1	15,000	—	4	63,451	74.0	0.0	0	0	—	0.0	—
福岡銀行	2	25,000	—	4	61,000	406.7	17	282,025	93.4	0.1	0	0	—	0.0	—
西日本シティ銀行	2	60,000	1666.7	4	102,000	159.9	39	450,933	89.6	0.2	0	0	—	0.0	—
地方銀行計	158	2,038,400	138.0	508	5,834,950	108.6	6,771	61,711,954	91.6	31.3	38	346,289	105.7	28.9	5.9
みずほ銀行	0	0	—	1	30,000	1000.0	25	653,396	89.3	0.3	0	0	—	0.0	—
三井住友銀行	5	310,000	387.5	10	635,000	369.2	82	2,978,239	109.0	1.5	0	0	—	0.0	—
三菱東京UFJ銀行	2	90,000	214.3	7	193,000	68.4	64	1,996,090	120.9	1.0	0	0	—	0.0	—
都市銀行計	7	400,000	327.9	18	858,000	187.7	171	5,627,725	110.0	2.9	0	0	—	0.0	—
三菱UFJ信託銀行	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
みずほ信託銀行	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
信託銀行計	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
南日本銀行	154	1,884,323	148.8	575	6,632,243	104.8	5,503	46,528,351	99.7	23.6	51	441,241	496.2	36.8	6.7
宮崎太陽銀行	12	91,500	250.0	33	227,450	81.4	251	1,752,951	102.3	0.9	5	19,361	49.1	1.6	8.5
熊本ファミリー銀行	4	79,000	81.0	16	237,500	84.9	216	2,308,304	85.8	1.2	0	0	—	0.0	—
第二地方銀行計	170	2,054,823	146.7	624	7,097,193	103.1	5,970	50,589,607	99.0	25.6	56	460,602	326.6	38.4	6.5
鹿児島相互信用金庫	124	1,544,970	116.1	467	5,563,547	97.5	4,514	35,295,837	98.5	17.9	22	177,861	90.4	14.8	3.2
鹿児島信用金庫	113	1,210,220	129.8	400	4,517,860	103.3	3,638	28,512,399	102.3	14.4	24	166,662	69.9	13.9	3.7
奄美大島信用金庫	2	20,000	29.4	8	80,880	52.6	288	1,667,873	85.1	0.8	2	11,917	56.0	1.0	14.7
信金中央金庫	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
信用金庫計	239	2,775,190	119.0	875	10,162,287	99.3	8,440	65,476,109	99.7	33.2	48	356,440	78.1	29.7	3.5
鹿児島興業信用組合	57	361,140	113.2	230	1,446,265	113.6	1,969	8,714,583	103.9	4.4	10	33,612	90.8	2.8	2.3
奄美信用組合	1	23,000	153.3	1	23,000	14.1	120	902,495	85.8	0.5	1	2,688	—	0.2	11.7
鹿児島県医師信用組合	0	0	—	0	0	—	9	88,238	73.3	0.0	0	0	—	0.0	—
全国信用組合連合会	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
信用組合計	58	384,140	115.0	231	1,469,265	102.3	2,098	9,705,316	101.5	4.9	11	36,300	98.1	3.0	2.5
商工組合中央金庫	5	249,700	—	10	377,700	236.4	154	4,246,490	103.9	2.2	0	0	—	0.0	—
日本政策金融公庫	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
農林中央金庫	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
日本政策投資銀行	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
政府系金融機関計	5	249,700	—	10	377,700	236.4	154	4,246,490	103.9	2.2	0	0	—	0.0	—
九州労働金庫	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
小計	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
鹿児島県信用農業協同組合連合会	0	0	—	0	0	—	1	500	29.4	0.0	0	0	—	0.0	—
小計	0	0	—	0	0	—	1	500	29.4	0.0	0	0	—	0.0	—
住友生命保険	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
日新火災海上保険	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
損害保険ジャパン	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
保険会社計	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
整理回収機構	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
小計	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
合計	637	7,902,253	139.5	2,266	25,799,395	105.1	23,605	197,357,701	97.3	100.0	153	1,199,631	124.7	100.0	4.6

市町村別保証状況

(単位：件・千円・%)

市 町 村		保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
		当 月 中		当月末(24/4～24/7)			当 月 末				当月末(24/4～24/7)			
		件数	金 額	件数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
市	鹿 児 島 市	301	3,881,240	1,051	12,204,637	103.0	10,646	96,530,379	96.5	48.9	82	584,726	96.4	48.7
	薩 摩 川 内 市	29	273,900	113	1,127,100	103.9	1,101	8,670,014	102.4	4.4	3	11,433	110.5	1.0
	鹿 屋 市	32	246,800	149	1,422,440	128.2	1,191	8,924,350	98.4	4.5	15	237,583	374.5	19.8
	枕 崎 市	5	57,000	29	310,090	107.7	411	4,133,016	97.3	2.1	8	48,595	566.4	4.1
	いちき串木野市	9	185,650	35	678,730	209.6	355	2,683,929	94.8	1.4	2	26,424	293.5	2.2
	阿 久 根 市	10	119,700	34	420,470	90.4	411	3,249,239	103.5	1.6	0	0	—	0.0
	出 水 市	12	138,000	61	716,380	83.2	999	7,908,836	99.7	4.0	1	3,424	18.4	0.3
	指 宿 市	21	310,100	55	835,150	175.4	538	4,519,670	94.0	2.3	5	38,169	726.4	3.2
	伊 佐 市	12	132,700	26	224,955	57.0	317	2,148,004	97.1	1.1	2	8,892	1284.6	0.7
	南 さ つ ま 市	10	135,100	36	419,480	82.7	425	2,862,920	95.1	1.5	2	13,177	1340.9	1.1
	霧 島 市	42	562,850	148	1,836,070	98.9	1,544	13,442,296	99.2	6.8	9	31,127	64.1	2.6
	始 良 市	28	352,800	89	1,031,200	140.8	859	6,119,864	102.4	3.1	4	21,695	—	1.8
	垂 水 市	9	207,000	33	459,600	173.2	240	2,089,815	94.4	1.1	1	769	—	0.1
	日 置 市	21	237,200	69	890,590	137.5	654	5,177,071	101.0	2.6	2	6,383	6.9	0.5
	曾 於 市	9	95,900	35	309,000	58.7	404	3,054,791	101.2	1.5	0	0	—	0.0
	志 布 志 市	10	126,000	25	246,950	110.5	366	2,287,180	92.0	1.2	0	0	—	0.0
部	南 九 州 市	7	48,500	44	309,600	105.5	516	3,405,382	100.5	1.7	4	33,981	215.1	2.8
	西 之 表 市	9	44,643	45	262,003	86.1	295	1,877,291	103.6	1.0	0	0	—	0.0
	奄 美 市	5	102,000	11	159,000	103.6	305	2,189,651	84.3	1.1	4	49,470	1080.3	4.1
	市 部 計	581	7,257,083	2,088	23,863,445	106.7	21,577	181,273,696	97.5	91.9	144	1,115,846	125.3	93.0
鹿 児 島 郡	十 島 村	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
	三 島 村	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
	鹿 児 島 郡 計	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
薩 摩 郡	さ つ ま 町	11	79,900	26	198,200	81.8	319	2,114,816	91.0	1.1	2	8,151	—	0.7
	薩 摩 郡 計	11	79,900	26	198,200	81.8	319	2,114,816	91.0	1.1	2	8,151	—	0.7
出 水 郡	長 島 町	3	13,500	12	64,900	81.8	113	708,658	101.8	0.4	0	0	—	0.0
	出 水 郡 計	3	13,500	12	64,900	81.8	113	708,658	101.8	0.4	0	0	—	0.0

(単位：件・千円・%)

市 町 村		保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
		当 月 中		当月末(24/4～24/7)			当 月 末				当月末(24/4～24/7)			
		件数	金 額	件数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
始良郡	湧 水 町	5	31,270	13	155,270	64.4	117	897,182	97.3	0.5	1	9,649	—	0.8
	始 良 郡 計	5	31,270	13	155,270	64.4	117	897,182	97.3	0.5	1	9,649	—	0.8
曾於郡	大 崎 町	3	9,000	17	136,500	85.4	144	1,516,390	108.4	0.8	0	0	—	0.0
	曾 於 郡 計	3	9,000	17	136,500	85.4	144	1,516,390	108.4	0.8	0	0	—	0.0
肝属郡	東 串 良 町	2	41,000	5	77,000	190.1	59	430,169	106.0	0.2	1	916	—	0.1
	肝 付 町	8	170,500	23	328,200	112.9	263	1,749,333	96.8	0.9	2	7,045	84.3	0.6
	錦 江 町	2	10,000	8	52,500	46.1	91	541,454	95.8	0.3	0	0	—	0.0
	南 大 隅 町	6	39,000	15	176,000	104.1	97	606,680	89.4	0.3	0	0	—	0.0
	肝 属 郡 計	18	260,500	51	633,700	103.2	510	3,327,636	96.3	1.7	3	7,960	82.1	0.7
熊毛郡	中 種 子 町	4	114,500	18	253,000	275.3	131	1,044,604	91.9	0.5	0	0	—	0.0
	南 種 子 町	5	44,000	18	140,100	76.1	118	914,022	100.1	0.5	0	0	—	0.0
	屋 久 島 町	6	69,500	17	236,400	80.7	259	2,314,822	102.3	1.2	2	52,145	—	4.3
	熊 毛 郡 計	15	228,000	53	629,500	110.6	508	4,273,448	99.1	2.2	2	52,145	—	4.3
大島郡	龍 郷 町	1	23,000	1	23,000	—	29	192,741	93.4	0.1	0	0	—	0.0
	徳 之 島 町	0	0	0	0	—	57	776,165	86.6	0.4	0	0	—	0.0
	天 城 町	0	0	0	0	—	27	236,792	79.7	0.1	0	0	—	0.0
	伊 仙 町	0	0	1	52,000	260.0	24	375,020	86.5	0.2	0	0	—	0.0
	宇 検 村	0	0	1	20,000	—	6	61,939	27.2	0.0	1	5,879	25.5	0.5
	喜 界 町	0	0	0	0	—	42	382,500	83.1	0.2	0	0	—	0.0
	瀬 戸 内 町	0	0	0	0	—	57	438,850	90.8	0.2	0	0	—	0.0
	知 名 町	0	0	0	0	—	33	302,282	92.6	0.2	0	0	—	0.0
	大 和 村	0	0	0	0	—	2	22,249	78.9	0.0	0	0	—	0.0
	与 論 町	0	0	3	22,880	457.6	21	147,539	102.1	0.1	0	0	—	0.0
	和 泊 町	0	0	0	0	—	19	309,800	86.6	0.2	0	0	—	0.0
	大 島 郡 計	1	23,000	6	117,880	41.6	317	3,245,876	84.1	1.6	1	5,879	9.5	0.5
合 計		637	7,902,253	2,266	25,799,395	105.1	23,605	197,357,701	97.3	100.0	153	1,199,631	124.7	100.0

保証種類別保証状況

(単位：件・千円・%)

保証種類		保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
		当月中			当月末(24/4～24/7)			当月末				当月末(24/4～24/7)			
		件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
協会制度	一般保証	93	2,100,250	173.8	314	6,268,242	133.9	2,866	34,103,854	111.2	17.3	18	235,098	205.0	19.6
	(Fast保証(500含む))	3	10,500	7.7	9	108,500	11.7	148	1,212,379	145.9	0.6	1	4,446	—	0.4
	根保証	0	0	—	0	0	—	2	8,000	57.1	0.0	0	0	—	0.0
	環境対策サポート保証	2	70,000	—	6	233,000	1165.0	17	564,321	2821.6	0.3	0	0	—	0.0
	当座貸越	18	280,000	98.6	61	1,085,000	95.0	516	12,060,288	92.8	6.1	1	45,710	61.6	3.8
	事業者カードローン	28	140,500	136.4	103	529,500	117.9	729	3,220,253	95.8	1.6	3	15,478	128.3	1.3
	事業者カードローン500	33	121,000	73.8	151	488,000	92.1	880	2,972,314	818.8	1.5	0	0	—	0.0
	流動資産担保融資保証	2	37,600	117.5	5	91,200	123.9	18	591,129	77.2	0.3	0	0	—	0.0
	中小企業特定社債保証	1	80,000	—	2	160,000	100.0	17	1,252,000	105.8	0.6	0	0	—	0.0
	特別小口保証	0	0	—	0	0	—	1	3,068	75.3	0.0	0	0	—	0.0
	小口零細企業保証	0	0	—	0	0	—	11	10,946	66.2	0.0	0	0	—	0.0
	経営安定関連保証	36	1,300,200	222.4	123	3,970,700	204.2	474	11,484,620	300.9	5.8	1	10,040	357.4	0.8
	長期経営資金	0	0	—	0	0	—	7	103,942	50.5	0.1	0	0	—	0.0
	経営革新関連保証	0	0	—	0	0	—	8	110,327	92.7	0.1	0	0	—	0.0
	創業等関連保証	0	0	—	4	37,000	—	8	58,711	256.3	0.0	0	0	—	0.0
	海外投資関係保証	0	0	—	0	0	—	1	18,434	95.1	0.0	0	0	—	0.0
	予約保証	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
	事業再生円滑化関連保証	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
	東日本大震災復興緊急保証	0	0	—	0	0	—	9	281,912	210.5	0.1	1	15,060	—	1.3
	金融環境変化対応保証※	0	0	—	0	0	—	44	211,112	77.0	0.1	1	4,024	111.1	0.3
	開業資金保証※	0	0	—	0	0	—	1	136	15.0	0.0	0	0	—	0.0
	景気対応緊急保証※	0	0	—	0	0	—	1,992	38,834,916	74.1	19.7	19	370,015	112.1	30.8
協会制度計		213	4,129,550	170.2	769	12,862,642	114.4	7,599	105,882,280	99.5	53.6	44	695,426	128.8	58.0
県制度	中小企業振興資金	214	2,257,663	130.3	736	7,136,378	105.0	6,012	38,095,161	103.5	19.3	32	177,954	144.2	14.8
	小規模企業活力応援資金	5	14,900	63.4	30	78,500	92.3	326	591,201	98.4	0.3	2	1,416	16.6	0.1
	特別小口資金	2	3,500	—	4	8,000	61.5	24	48,265	84.3	0.0	0	0	—	0.0
	創業支援資金	11	46,700	129.7	42	181,700	101.7	512	1,584,093	94.6	0.8	13	36,571	96.6	3.0
	新事業チャレンジ資金	0	0	—	6	46,000	59.2	97	677,207	75.2	0.3	0	0	—	0.0
	商店街活性化資金	0	0	—	0	0	—	4	26,336	70.7	0.0	0	0	—	0.0
	地球温暖化対策資金	0	0	—	1	3,090	—	4	34,109	66.7	0.0	0	0	—	0.0
	かごしま産業おこし資金	0	0	—	0	0	—	5	112,592	142.8	0.1	0	0	—	0.0
	観光かごしまよかとこ資金	0	0	—	0	0	—	4	81,758	91.0	0.0	0	0	—	0.0
	緊急災害対策資金	0	0	—	0	0	—	29	102,566	47.8	0.1	0	0	—	0.0
	緊急経営対策資金	0	0	—	0	0	—	33	319,717	100.3	0.2	0	0	—	0.0
	セーフティネット対応資金	34	310,300	149.4	98	907,380	114.3	414	2,995,742	231.9	1.5	2	17,923	—	1.5
	かごしま共生・協働サポート資金	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
	東日本大震災緊急対策資金	0	0	—	1	30,000	66.7	13	224,808	749.4	0.1	0	0	—	0.0
	同和地区中小企業経営安定資金※	0	0	—	0	0	—	2	1,042	52.9	0.0	0	0	—	0.0
	先端技術・IT導入資金※	0	0	—	0	0	—	2	5,320	9.9	0.0	1	28,443	—	2.4
	特別経営改善資金※	0	0	—	0	0	—	1	2,280	61.3	0.0	0	0	—	0.0
	経済対策特別資金※	0	0	—	0	0	—	2,287	10,797,806	66.5	5.5	16	62,289	88.0	5.2
	口蹄疫経営再建支援資金※	0	0	—	0	0	—	21	302,118	74.8	0.2	1	811	—	0.1
	離職者緊急雇用確保資金※	0	0	—	0	0	—	1	3,042	12.2	0.0	0	0	—	0.0
県制度計		266	2,633,063	127.0	918	8,391,048	99.7	9,791	56,005,163	95.1	28.4	67	325,406	115.1	27.1
鹿児島市制度	産業振興資金	104	770,500	97.6	388	3,190,958	97.1	3,334	19,307,819	106.9	9.8	22	118,320	197.4	9.9
	短期事業資金	5	13,200	2200.0	18	64,600	309.1	19	71,570	161.2	0.0	1	4,894	—	0.4
	特別小口資金	1	1,000	—	1	1,000	14.9	40	55,655	68.3	0.0	0	0	—	0.0
	小規模企業支援資金	20	66,940	116.2	61	211,890	135.6	460	1,009,744	116.1	0.5	4	7,635	287.8	0.6
	経営安定化資金	25	274,400	99.2	84	933,457	72.9	2,133	14,205,870	79.5	7.2	14	47,264	65.6	3.9
	環境配慮促進資金	0	0	—	3	26,800	487.3	11	89,272	158.6	0.0	0	0	—	0.0
	災害対策資金	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
	創業支援資金	3	13,600	46.4	23	97,000	87.4	189	596,134	115.7	0.3	1	686	14.7	0.1
	新事業展開支援資金	0	0	—	1	20,000	113.0	27	128,321	143.7	0.1	0	0	—	0.0
	設備整備資金※	0	0	—	0	0	—	2	5,873	43.3	0.0	0	0	—	0.0
鹿児島市制度計		158	1,139,640	97.7	579	4,545,705	93.1	6,215	35,470,258	94.3	18.0	42	178,798	128.3	14.9
合 計		637	7,902,253	139.5	2,266	25,799,395	105.1	23,605	197,357,701	97.3	100.0	153	1,199,631	124.7	100.0

注1) ※印の保証制度については、現在、お取り扱いしていません。

業種別保証状況

(単位：件・千円・%)

業 種	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中			当月末(24/4～24/7)			当 月 末				当月末(24/4～24/7)			
	件数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
製 造 業	69	972,320	136.9	244	3,303,862	95.4	3,002	30,091,885	95.7	15.2	16	237,314	174.8	19.8
建 設 業	202	2,697,743	130.5	665	8,339,373	107.2	6,248	54,804,518	97.8	27.8	36	358,299	109.7	29.9
卸 売 業	62	1,338,800	178.2	194	3,475,100	131.0	2,145	26,133,140	97.3	13.2	9	68,541	99.0	5.7
小 売 業	149	1,233,440	159.9	620	5,508,992	118.2	6,534	42,459,636	98.4	21.5	58	307,784	163.3	25.7
運 送 倉 庫 業	18	224,100	79.7	75	892,850	74.2	828	10,082,602	97.6	5.1	8	50,938	186.7	4.2
サ ー ビ ス 業	114	1,118,900	123.8	381	3,364,070	81.7	3,969	27,203,315	96.0	13.8	25	175,682	81.8	14.6
不 動 産 業	12	200,900	153.5	45	639,758	121.8	606	5,036,924	96.7	2.6	1	1,073	—	0.1
そ の 他 の 産 業	11	116,050	232.6	42	275,390	194.1	273	1,545,681	101.7	0.8	0	0	—	0.0
合 計	637	7,902,253	139.5	2,266	25,799,395	105.1	23,605	197,357,701	97.3	100.0	153	1,199,631	124.7	100.0

金額別保証状況

(単位：件・千円・%)

金 額	保 証 承 諾					
	当 月 中		当 月 末 (24/4～24/7)			
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
1 0 0万円以下	29	27,070	122	114,540	106.7	0.4
2 0 0万円以下	82	142,633	271	483,310	97.9	1.9
3 0 0万円以下	67	193,000	287	824,550	87.1	3.2
5 0 0万円以下	138	638,550	470	2,166,930	84.1	8.4
1, 0 0 0万円以下	126	1,040,900	448	3,689,608	87.3	14.3
1, 5 0 0万円以下	49	643,900	193	2,593,505	105.6	10.1
2, 0 0 0万円以下	50	957,900	166	3,149,100	101.2	12.2
3, 0 0 0万円以下	41	1,127,900	148	4,051,500	98.7	15.7
5, 0 0 0万円以下	31	1,371,400	99	4,294,900	117.9	16.6
8, 0 0 0万円以下	23	1,659,000	59	4,150,452	197.5	16.1
1 億円以下	1	100,000	3	281,000	157.9	1.1
2 億円以下	0	0	0	0	—	0.0
3 億円以下	0	0	0	0	—	0.0
3 億 円 超	0	0	0	0	—	0.0
合 計	637	7,902,253	2,266	25,799,395	105.1	100.0
1 件当平均保証金額		12,405		11,385	111.0	

期間別保証状況

(単位：件・千円・%)

期 間	保 証 承 諾					
	当 月 中		当 月 末 (24/4～24/7)			
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
3 か月以下	6	25,700	23	95,400	63.1	0.4
6 か月以下	23	251,200	66	550,700	62.0	2.1
1 年以下	22	310,100	76	1,011,790	92.4	3.9
2 年以下	85	545,970	334	2,237,790	103.2	8.7
3 年以下	29	102,700	104	411,440	107.2	1.6
4 年以下	9	43,800	33	179,357	234.5	0.7
5 年以下	153	1,308,843	473	3,292,813	89.8	12.8
7 年以下	247	3,441,440	936	11,865,348	104.8	46.0
1 0 年以下	55	1,749,350	191	5,490,552	135.6	21.3
1 0 年超	8	123,150	30	664,205	89.1	2.6
合 計	637	7,902,253	2,266	25,799,395	105.1	100.0
1 件当平均保証期間(か月)		65.5		65.9	—	—

資金使途別保証状況

(単位：件・千円・%)

資 金 使 途	保 証 承 諾					
	当 月 中		当 月 末 (24/4～24/7)			
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
運 転 資 金	529	7,029,370	1,843	22,417,697	105.7	86.9
設 備 資 金	53	409,583	179	1,480,248	102.6	5.7
運 転・設 備 資 金	55	463,300	244	1,901,450	100.7	7.4
合 計	637	7,902,253	2,266	25,799,395	105.1	100.0

新規・継続別保証状況

(単位：件・千円・%)

区 分	保 証 承 諾					
	当 月 中		当 月 末 (24/4～24/7)			
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
新 規	79	539,320	278	1,466,890	84.8	5.7
継 続	558	7,362,933	1,988	24,332,505	106.6	94.3
合 計	637	7,902,253	2,266	25,799,395	105.1	100.0

担保・無担保別保証状況

(単位：件・千円・%)

区 分	保 証 承 諾					
	当 月 中		当 月 末 (24/4～24/7)			
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
担 保	80	1,513,950	271	5,219,555	98.8	20.2
不 動 産	3	87,600	6	141,200	184.3	0.5
そ の 他	554	6,300,703	1,989	20,438,640	106.5	79.2
無 担 保	637	7,902,253	2,266	25,799,395	105.1	100.0
合 計	637	7,902,253	2,266	25,799,395	105.1	100.0

事故原因別代位弁済状況

(単位：件・千円・%)

区 分	代 位 弁 済						
	当 月 中			当 月 末 (24/4～24/7)			
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	前年比	構成比
売上・受注の減少	30	219,378	42.0	92	746,441	146.4	62.2
競 争 激 化	10	181,393	34.8	18	234,587	139.5	19.6
取引先の倒産	1	1,025	0.2	1	1,025	4.3	0.1
回収困難	8	32,327	6.2	13	41,470	94.5	3.5
事業拡張設備投資過多	0	0	0.0	0	0	—	0.0
金 融 困 難	3	39,808	7.6	10	67,916	1349.4	5.7
経営管理の放漫	3	12,812	2.5	3	12,812	762.1	1.1
災害・事故・その他	4	32,864	6.3	11	76,210	118.8	6.4
保 証 人 事 故	1	2,193	0.4	4	17,190	160.4	1.4
不 明	0	0	0.0	1	1,979	1.5	0.2
合 計	60	521,800	100.0	153	1,199,631	124.7	100.0

不動産競売物件情報

下記物件について、現在、競売事件が進行中でありますので、買受希望者等の情報を鹿児島県信用保証協会管理部までお寄せ下さいますようお願いいたします。

物件 1 【いちき串木野市】

所 在	いちき串木野市大里字下木場		
種 類	宅地（現況雑種地）	計	894.90 m ²
	雑種地	計	123.00 m ²
裁 判 所	鹿児島地方裁判所	事件番号	平成24年（ケ）第16号
入 札 期 間	平成24年9月14日 ～ 平成24年10月3日		
開 札 期 日	平成24年10月10日		
特 別 売 却 期 間	平成24年10月11日 ～ 平成24年10月24日		
売 却 基 準 価 額	6,990,000円	買受可能価額	5,592,000円

《留意点》 本月報掲載後の事件取り下げ等により、買受できない場合もあります。

【お問い合わせ先】 鹿児島県信用保証協会 管理部
(担当 鎌田) 電話番号 099-223-0272

【相談窓口のご案内】

1 保証相談窓口

当協会では、信用保証のご利用に関するご相談をはじめ、制度融資についてのご案内・ご相談や金融面からの経営相談を常時お受けしています。この相談窓口は、保証部と経営支援部に設けておりますので、お気軽にお越しください。

なお、お越しいただく際、決算書等の資料をお持ちいただければ、より具体的なご相談に応じることができます。ぜひご利用ください。

お問い合わせ

【保証部】	電話番号	099-223-0271
	受付時間	9:00～17:15（土・日曜日及び祝日は除く。）
【経営支援部】	電話番号	099-223-0274
	受付時間	9:00～17:15（土・日曜日及び祝日は除く。）

2 特別相談窓口

当協会では、取引先の倒産、災害、金融機関の破綻などによって経営の安定に支障を来している中小企業者のために、特別相談窓口を設置し、ご相談をお受けしています。

平成24年8月現在、次の相談窓口を設置しています。この相談窓口は保証部と経営支援部に設けてありますので、お気軽にご相談ください。

- 『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口
- 北朝鮮制裁措置に係る特別相談窓口
- 円高等対策特別相談窓口
- 日本振興銀行関連特別相談窓口
- 武富士関連特別相談窓口
- 霧島山（新燃岳）噴火に関する特別相談窓口
- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 鹿児島県奄美地方における豪雨による災害に関する特別相談窓口
- パナソニックデバイスオプティカルセミコンダクター（株）の生産移管により影響を受ける中小企業者に対する特別相談窓口
- 平成23年タイ洪水被害に関する特別相談窓口
- エルピーダメモリ株式会社関連特別相談窓口

※上記の特別相談窓口のほか、「皮革等相談窓口」も設置しています。

お問い合わせ

【保証部】	電話番号	099-223-0271
	受付時間	9:00～17:15（土・日曜日及び祝日は除く。）
【経営支援部】	電話番号	099-223-0274
	受付時間	9:00～17:15（土・日曜日及び祝日は除く。）

3 経営再生支援相談窓口

当協会では、経営改善や事業再生に関するご相談を常時お受けしています。この相談窓口は、経営支援部に設けておりますので、お気軽にお越しください。

なお、お越しいただく際、決算書等の資料をお持ちいただければ、より具体的なご相談に応じることができます。ぜひご利用ください。

お問い合わせ

電話番号	099-223-0274
受付時間	9:00～17:15（土・日曜日及び祝日は除く。）

4 苦情相談窓口

当協会では、信用保証に関する苦情・質問などのご相談を常時お受けしています。

お客様の声を真摯に受け止め、まごころをこめて対応いたします。

お気軽にご意見やご要望などをお寄せください。

お問い合わせ

電話番号	099-223-0530
受付時間	9:00～17:15（土・日曜日及び祝日は除く。）